

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

- 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業  
施行規程の一部を改正する条例【建築都市局まちづくり推進部区画整  
理課】 17
- 住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例【市民文化スポ  
ーツ局市民総務部戸籍住民課】 18
- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正  
する条例【総務局人事部人事課】 20
- 北九州市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】 22
- 北九州市介護保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部  
介護保険課】 35
- 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関す  
る条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 36
- 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及  
び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害  
福祉部障害者支援課】 40
- 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支  
援課】 41
- 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 42
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】 43
- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市立男  
女共同参画センター条例の一部を改正する条例【総務局女性の輝く社  
会推進室男女共同参画推進課】 44
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正す  
る条例【市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課】 50
- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例【保健福祉局総務部総務課】 94
- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】 100

- 北九州市エコタウンセンター条例等の一部を改正する条例【環境局総務政策部総務課】 1 0 6
- 北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例【産業経済局総務政策部総務課】 1 0 8
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例【建設局総務部総務課】 1 1 8
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】 1 2 3
- 北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例【港湾空港局港営部港営課】 1 2 4
- 北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校支援部施設課】 1 2 6
- 北九州市学校施設使用料条例【教育委員会事務局指導部指導第二課】 1 2 8

#### ◇ 規 則

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政策課】 1 3 0
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政策課】 1 3 1
- 北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課】 1 3 3
- 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【財政局税務部税制課】 1 3 4
- 北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団・市民防災課】 1 3 5

#### ◇ 告 示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 1 3 6
- 北九州広域都市計画地区計画の変更の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 1 3 7

#### ◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事業計画の変更【建築都市局まちづくり推進部学術・研究都市開発事務所】 1 3 8

- 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧【建築都市局まちづくり推進部学術・研究都市開発事務所】 1 3 9
- 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の換地処分【建築都市局まちづくり推進部学術・研究都市開発事務所】 1 4 0
- 都市公園の位置及び区域の表示の変更【建設局公園緑地部公園管理課】 1 4 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】 1 4 2

◇ 消 防 局

- 北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令【消防局総務部総務課】 1 5 2

◇ 訂 正

- 第4218号の訂正【財政局税務部税制課】 1 5 4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行 規程の一部を改正する条例

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行に伴う町の区域の設定及び変更並びに字の区域の変更に伴い、当該土地区画整理事業の施行区域に含まれる地域の名称を次のとおり改めることにしました。

改正前	改正後
北九州市若松区大字小敷、大字塩屋及び大字払川並びに北九州市八幡西区大字本城の各一部	北九州市若松区小敷ひびきの一丁目の全部、小敷ひびきの二丁目の一部、塩屋一丁目の全部、塩屋二丁目及び塩屋三丁目の各一部、塩屋四丁目の全部並びにひびきの及びひびきの北の各一部並びに北九州市八幡西区本城学研台二丁目及び本城学研台三丁目の各一部

この条例は、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行地区に係る換地処分のお知らせのあった日の翌日から施行することにした。

#### ◇住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例

住居表示整備事業の実施に伴い、関係規定を次のとおり改めることにしました。

- 1 若松区の区域に新たに小敷ひびきの一丁目、塩屋一丁目及び塩屋四丁目を加えることにしました。
- 2 若松区役所島郷出張所の所管区域に新たに小敷ひびきの一丁目、塩屋一丁目及び塩屋四丁目を加えることにしました。
- 3 北九州市立ひびきの市民センターの位置の表示を次のとおり変更することにした。

改正前	改正後
北九州市若松区大字塩屋 7 3 6 番地	北九州市若松区ひびきの北 8 番 2 8 号

- 4 北九州学術研究都市技術開発交流センターの位置の表示を次のとおり変更することにした。

改正前	改正後
北九州市若松区ひびきの北 1 番 1 0 3	北九州市若松区ひびきの北 8 番 1 号

- 5 北九州市立ひびきの小学校の位置の表示を次のとおり変更することにした。

改正前	改正後
北九州市若松区大字塩屋 7 3 9 番地 3	北九州市若松区ひびきの北 8 番 2 6 号

この条例は、平成 3 0 年 6 月 2 3 日から施行することにした。

## ◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の職の廃止に伴い、次に掲げる条例について、規定の整備を行うことにしました。

- (1) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (2) 北九州市職員退職手当支給条例
- (3) 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例
- (5) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例
- (6) 北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例

この条例は、平成30年6月22日から施行することにしました。

## ◇北九州市市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

### 1 北九州市市税条例の一部改正

#### (1) 個人市民税

ア 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の前年の合計所得金額の要件を125万円以下から135万円以下に引き上げることにしました。

イ 均等割の非課税限度額について、これまでの金額に10万円を加算した金額とすることにしました。

ウ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について、基礎控除及び調整控除を適用しないことにしました。

#### (2) 固定資産税

ア 津波避難施設として用いられる家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用すべき特例率を定めることにしました。

イ 中小事業者等が生産性向上のために行う設備投資により取得する一定の機械装置等に係る課税標準の特例措置について、適用すべき特例率を定めることにしました。

#### (3) 市たばこ税

ア 喫煙用の製造たばこの区分に加熱式たばこを加えることにしました。

イ 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の算定方法について、これまでの加熱式たばこの重量により紙巻たばこの本数に換算する方法から、重量及び小売定価等により換算する課税方式へ変更することにしました。

ウ 市たばこ税の税率を次のとおり段階的に引き上げることにしました。

(ア) 平成30年10月1日から 1,000本につき5,692円

(イ) 平成32年10月1日から 1,000本につき6,112円

(ウ) 平成33年10月1日から 1,000本につき6,552円

### 2 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率の引上げについて、経過措置期間を延長し、平成31年9月30日までとすることにしました。

この条例は、1(2)については平成30年6月22日から、1(3)アから1(3)ウ(ア)まで及び2については平成30年10月1日から、1(3)ウ(イ)については平成32年10月1日から、1(1)については平成33年1月1日から、1(3)ウ(ウ)については平成33年10月1日から施

行することにしました。

**◇北九州市介護保険条例の一部を改正する条例**

介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。  
この条例は、平成30年8月1日から施行することにしました。

**◇北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

介護保険法の一部改正等に伴い、介護医療院の施設、人員、設備及び運営の基準等を定めることにしました。  
この条例は、平成30年6月22日から施行することにしました。

**◇北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

児童福祉法の一部改正等に伴い、共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準を定めることにしました。  
この条例は、平成30年6月22日から施行することにしました。

**◇北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に伴い、共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めることにしました。  
この条例は、平成30年6月22日から施行することにしました。

#### ◇北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって市長が適当と認めたものを追加することにしました。

この条例は、平成30年6月22日から施行することにしました。

#### ◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 桃園市民プール（屋外）の廃止に伴い、同プールの使用料に係る規定を削除することにしました。
- 2 北九州市営中央町駐車場を廃止することにしました。

この条例は、1については平成30年9月1日から、2については平成31年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

総務局が所管する北九州市立東部勤労婦人センター及び北九州市立西部勤労婦人センター並びに北九州市立男女共同参画センターについて、使用料の適正化を図る等のため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 駐車場等を除き、使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 ホール等を除き、施設の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。
- 3 体育室、トレーニング室及びフィットネスルームの使用について、回数券を新設することにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

## ◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

市民文化スポーツ局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 北九州市旧古河鉱業若松ビルの利用料金の上限額を現行の1.2倍に相当する額とすることにしました。
- 2 北九州市旧古河鉱業若松ビルの会議室の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。
- 3 プール、野球場、陸上競技場、運動場、庭球場、弓道場、柔剣道場、体育館、スポーツセンター、競技場及び武道場の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 4 プール、陸上競技場、弓道場、体育館のトレーニング室及び温水プール、スポーツセンターの温水プール、トレーニング室及び弓道場、競技場並びに武道場の弓道場の共用使用料について1箇月定期券を新設することにしました。
- 5 プール、陸上競技場、庭球場、柔剣道場、体育館の温水プール、スポーツセンターの体育館、多目的ホール、温水プール及び庭球場及び柔剣道場、競技場、球技場・運動場並びに武道場の柔道場及び剣道場の専用使用の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。
- 6 生涯学習センター及び婦人会館の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 7 生涯学習センター及び婦人会館の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。
- 8 美術館、文学館及び史料館の使用料の額を現行の1.2倍に相当する額とすることにしました。
- 9 市民センターの貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。
- 10 劇場、音楽堂、漫画ミュージアム及び市民会館の使用料の額を現行の1.2倍に相当する額とすることにしました。
- 11 音楽堂のリハーサル室、練習室及び研修室並びに市民会館の会議室等の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

保健福祉局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 障害者体育施設、年長者体育施設及び勤労青少年ホームの使用料等の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 障害者体育施設の体育館、スタジオ、プール、卓球室及びトレーニング室共通使用料について3箇月定期券を新設することにしました。
- 3 隣保館の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。
- 4 隣保館の多目的ホールの各室使用料について満65歳以上の者の回数券を新設することにしました。
- 5 年長者体育施設について、その半面を専用利用する場合の利用料金の額は、規定利用料金の5割に相当する額とすることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

子ども家庭局が所管する青少年の家及び児童文化施設の使用料の適正化を図るため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 施設の一部の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市エコタウンセンター条例等の一部を改正する条例

環境局が所管する北九州市エコタウンセンター、北九州市環境ミュージアム及び北九州市響灘ビオトープの使用料等の適正化を図る等のため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 北九州市エコタウンセンターの事務室を除き、使用料等の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 北九州市響灘ビオトープのビオトープ園の利用について、年間定期券を新設することにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例

産業経済局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）長期係留棧橋の使用料の額を市内居住者については1,450円、市外居住者については1,500円とすることにしました。
- 2 船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）一時係留棧橋及び脇田漁港フィッシャリーナ交流棟の使用料の額を現行の1.1倍に相当する額とすることにしました。
- 3 釣り台付き遊歩道の遊歩道の利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

大人	小・中学校の児童及び生徒
200円	100円

- 4 北九州テレワークセンター（事務室を除く。）の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 5 北九州産業技術保存継承センター、北九州市旧大阪商船、北九州市旧門司三井倶楽部、北九州市門司港レトロ観光物産館及び北九州市立総合農事センター（駐車場を除く。）の利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 6 小倉城庭園（入場料に限る。）の利用料金の上限額を次のとおり改めることにしました。

区分		一般	中学校及び高等学校の生徒
個人	1人	350円	200円
団体（30人以上）	1回	280円	160円

- 7 小倉城庭園（入場料を除く。）の利用料金の上限額を現行の1.2倍に相当する額とすることにしました。
- 8 北九州学術研究都市産学連携センター（研究室及び事務室を除く。）、北九州学術研究都市共同研究開発センター（研究室を除く。）、北九州学術研究都市情報技術高度化センター（研究室を除く。）、北九州学術研究都市事業化支援センター（研究室及び共同研究室を除く。）、北九州学術研究都市技術開発交流センター（研究室を除く。）、北九州学術研究都市学術情報セ

ンター（プロジェクト室を除く。）及び北九州学術研究都市会議場の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。  
この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

**◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例**

建設局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 高塔山公園野外音楽堂、高炉台公園野外音楽堂及び北九州市立河内自転車貸出し施設の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 白野江植物公園の利用料金の上限額を次のとおり改めることにしました。

区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
個人	1人1回	300円	150円
団体（25人以上）		240円	120円

- 3 水環境館、山田緑地、森の家、響灘緑地広場、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ及びサイクリングターミナル（コインロッカーを除く。）の利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 4 北九州市ほたる館及び北九州市立香月・黒川ほたる館の使用料の額を次のとおり改めることにしました。

地域交流室	1時間又はその端数ごとに90円
研修室（北九州市ほたる館に限る。）	1時間又はその端数ごとに90円

- 5 北九州市平尾台自然の郷の利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒
	1人1回	150円	70円

- 6 北九州市平尾台自然の郷の利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市門司麦酒煉瓦館の市民ギャラリーの利用料金に係る規定時間区分を次のとおり変更することにしました。

改正前	9時～17時	
	600円	
改正後	9時～12時	12時～17時
	220円	380円

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

港湾空港局が所管する公の施設について、利用料金の適正化を図るため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 北九州市旧門司税関の利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

—	9時～12時	12時～17時
展示スペースA	240円	410円
展示スペースB	460円	760円
展示スペースC	420円	710円

- 2 旧大連航路上屋の利用料金の上限額を現行の1.4倍に相当する額とすることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条例

北九州市立思永中学校温水プールの使用料の適正化を図る等のため、関係規定を改めることにしました。

改正内容は、次のとおりです。

- 1 使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 回数券の割引率を1割引き上げることになりました。
- 3 共用の使用区分に定期券を新設することになりました。
- 4 専用の使用時間の設定を1時間単位とすることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市学校施設使用料条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の施設を使用する際の使用料を次のとおり定めることにしました。

学校施設	使用料
体育館	30分又はその端数ごとに200円
運動場	30分又はその端数ごとに100円
武道場	30分又はその端数ごとに100円
運動場に付属する照明設備	30分又はその端数ごとに800円

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。
- 2 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正等に伴い、難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務について、執行機関内で連携を行う特定個人情報を加えることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行に伴う町の区域の変更に伴い、学術研究地区の区域の表示を次のとおり改めることにしました。

改正前	改正後
北九州市若松区ひびきの1番及び2番並びにひびきの北1番103の全部並びに大字塩屋739番1、739番2及び740番の各一部	北九州市若松区ひびきの1番及び2番並びにひびきの北1番103及び1番201

この規則は、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行地区に係る換地処分公告のあった日の翌日から施行することになりました。

#### ◇北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

若松区小敷ひびきの一丁目、塩屋一丁目及び塩屋四丁目を若松消防団第7分団の区域に加えることにしました。

この規則は、平成30年6月23日から施行することになりました。

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第32号

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程（平成13年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大字小敷、大字塩屋及び大字払川」を「小敷ひびきの一丁目の全部、小敷ひびきの二丁目の一部、塩屋一丁目の全部、塩屋二丁目及び塩屋三丁目の各一部、塩屋四丁目の全部並びにひびきの及びひびきの北の各一部」に、「大字本城の各一部」を「本城学研台二丁目及び本城学研台三丁目の各一部」に改める。

付 則

この条例は、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行地区に係る換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第33号

住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例

(区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部改正)

第1条 区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例(昭和38年北九州市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表の若松区の項中「小敷ひびきの二・三丁目」を「小敷ひびきの一～三丁目」に、「塩屋二・三丁目」を「塩屋一～四丁目」に改める。

(北九州市区役所出張所設置条例の一部改正)

第2条 北九州市区役所出張所設置条例(昭和38年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の若松区役所島郷出張所の項中「小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目」を「小敷ひびきの一丁目から小敷ひびきの三丁目まで、塩屋一丁目から塩屋四丁目まで」に改める。

(北九州市市民センター条例の一部改正)

第3条 北九州市市民センター条例(平成6年北九州市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立ひびきの市民センターの項中

「

北九州市若松区大字塩屋736番地
------------------

」を

「

北九州市若松区ひびきの北8番28号
-------------------

」に

改める。

(北九州学術研究都市条例の一部改正)

第4条 北九州学術研究都市条例(平成12年北九州市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1の産学連携施設の項中

「

北九州市若松区ひびきの 北1番103
-----------------------

」を

「  
北九州市若松区ひびきの  
北 8 番 1 号  
」に

改める。

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の小学校の項中

「  
〃 〃 大字塩屋 7 3 9 番地 3  
」を

「  
〃 〃 ひびきの北 8 番 2 6 号  
」に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年北九州市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の学校教育関係の表の小学校の項の改正規定及び付則中

「  
〃 〃 大字塩屋 7 3 9 番地 3  
」を

「  
〃 〃 ひびきの北 8 番 2 6 号  
」に

改める。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 北九州市条例第34号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和38年北九州市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員並びに」を削る。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員」を削る。

(北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和41年北九州市条例第26号)の一部を次のように改正する。

付則第22項を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例(昭和63年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「である派遣職員及び労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。)である派遣職員」を削る。

(公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(平成13年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第55条」を「第8条第1項第5号」に改める。

第4条中「及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員」を削る。

第5条中「及び単純労務職員である職員」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「又は単純労務職員」を削る。

第15条中「及び単純労務職員である職員」を削る。

（北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第6条 北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第35号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例  
(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

目次中「第75条」を「第74条の2」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第3項中「控除対象配偶者」を「同生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第19条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第22条の2各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第26条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第38条の5第1項中「においては」を「には」に改め、同条第2項中「並びに第38条の3及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第3項中「第38条の3及び前条」を「前2条」に改め、「第38条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第39条第2項中「法人税割」を「法人税割額」に改める。

第2章第4節中第75条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第74条の2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるもの

とする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第76条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第76条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限り、以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこととする。

第77条第1項中「消費等」の次に「(以下この条及び第77条の5において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお

ける」に、「第75条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第74条の2」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第77条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く

。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第77条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第77条の2中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第77条の5第1項中「によって」を「により」に、「第75条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

付則第5条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第9条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第1号」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同条中第14項を第19項とし、第13項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

付則第9条の2中第12項を第16項とし、第11項を第15項とし、第10項を第14項とし、同条第9項中「2分の1」を「4分の3」とし、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第9条の2中第8項を第11項とし、同条第7項中「附則第15条第

30項」を「附則第15条第30項第1号」に、「2分の1」を「3分の2」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第9条の2第6項の次に次の2項を加える。

7 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第20条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

付則第21条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

第77条第3項各号列記以外の部分中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

付則第9条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

第77条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第77条の2中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

第77条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第77条の2中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

第76条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第77条第3項各号列記以外の部分中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

(北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年北九州市条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第1項第1号中「この条」の次に「及び付則第4条」を加える。

付則第4条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第3項及び第4項中「新条例」を「市税条例」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）第38条の5及び第39条第2項の改正規定、市税条例付則第9条の2第1項及び第6項の改正規定、同条中第14項を第19項とし、第13項を第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第18項に係る部分を除く。）、同条中第12項を第16項とし、第11項を第15項とする改正規定、同条第9項の改正規定、同項を同条第12項とし、同項の次に1項を加える改正規定、同条中第8項を第11項とする改正規定、同条第7項の改正規定、同項を同条第9項とし、同項の次に1項を加える改正規定、同

条第6項の次に2項を加える改正規定、市税条例付則第20条の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分を除く。）並びに付則第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中市税条例目次の改正規定、市税条例第2章第4節中第75条の前に1条を加える改正規定、市税条例第76条の次に1条を加える改正規定、市税条例第77条、第77条の2及び第77条の5の改正規定並びに第6条並びに付則第4条及び第5条の規定 平成30年10月1日

(3) 第1条中市税条例第12条第3項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び市税条例第26条の改正規定並びに市税条例付則第21条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日

(5) 第2条中市税条例第77条第3項の改正規定及び付則第6条の規定 平成31年10月1日

(6) 第3条並びに付則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中市税条例第12条第1項各号列記以外の部分及び第2号の改正規定、同条第3項の改正規定（「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。）並びに市税条例第19条及び第22条の2の改正規定並びに市税条例付則第5条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに付則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条及び付則第11条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中市税条例付則第9条の2第13項を同条第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。）規則で定める日

(11) 第1項中市税条例付則第20条の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。）規則で定める日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例第26条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に

関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。付則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(第6条の規定による改正前の北九州市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年北九州市条例第31号)付則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(市税条例第75条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第8条第1項及び付則第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項

の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号。以下「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、市税条例第77条の5第4項及び第5項、第77条の8並びに第77条の9の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条の5第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第77条の5第5項	第1項又は第2項	北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第号。以下この条、第77条の8第1項及び第77条の9第2項において「平成30年改正条例」という。）付則第5条第3項
第77条の8第1項	第77条の5第1項又	平成30年改正条例付則

	は第2項	第5条第2項
	当該各項	同項
第77条の9第2項	第77条の5第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項

5 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、市税条例第77条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が市税条例第77条の5第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、改正法附則第23条第7項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第6条 付則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成32年11

月 2 日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、市税条例第 77 条の 5 第 4 項及び第 5 項、第 77 条の 8 並びに第 77 条の 9 の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 77 条の 5 第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 77 条の 5 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年北九州市条例第 号。以下この条、第 77 条の 8 第 1 項及び第 77 条の 9 第 2 項において「平成 30 年改正条例」という。）付則第 8 条第 3 項
第 77 条の 8 第 1 項	第 77 条の 5 第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 8 条第 2 項
	当該各項	同項
第 77 条の 9 第 2 項	第 77 条の 5 第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例付則第 8 条第 3 項

- 5 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、市税条例第 77 条の 6 の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が市税

条例第 77 条の 5 第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、改正法附則第 25 条第 7 項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

第 9 条 別段の定めがあるものを除き、付則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第 10 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 30 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を平成 33 年 11 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 34 年 3 月 31 日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、市税条例第 77 条の 5 第 4 項及び第 5 項、第 77 条の 8 並びに第 77 条の 9 の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 77 条の 5 第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 77 条の 5 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	北九州市市税条例等の一

		部を改正する条例（平成30年北九州市条例第号。以下この条、第77条の8第1項及び第77条の9第2項において「平成30年改正条例」という。）付則第10条第3項
第77条の8第1項	第77条の5第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第10条第2項
	当該各項	同項
第77条の9第2項	第77条の5第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第10条第3項

5 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、市税条例第77条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が市税条例第77条の5第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、改正法附則第26条第7項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第11条 付則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第36号

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第37号

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第27条―第30条）」を「第6節 介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準（第26条の2―第26条の6）」の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準（第27条―第30条）」に、「第7節」を「第8節」に、「第8節」を「第9節」に改める。

第1条中「施設、人員、設備及び運営に関する基準」の次に「、介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準」を加える。

第5条中「第42条第1項第2号の規定により」の次に「条例で」を、「並びに法」の次に「第72条の2第1項各号並びに」を加え、「指定居宅サービス等」を「指定居宅サービス」に改める。

第6条第2項中「居宅サービス事業者」の次に「（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条中「第42条第2項」の次に「、第72条の2第2項」を加える。

第12条中「法」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第14条中「法」の次に「第78条の2の2第2項及び」を加える。

第18条第3項中「次条第2項、第23条第3項及び第24条第2項において同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。次条第2項、第23条第3項及び第24条第2項において同じ。）」を「以下同じ。）、居宅サービス事業者」に改める。

第23条第1項中「次条第1項」の次に「、第26条の3第1項及び第26条の4第1項」を加える。

第38条中「別表第2の8」を「別表第2の9」に改める。

第4章第8節を同章第9節とする。

第31条中「法」の次に「第115条の12の2第1項各号並びに」を加える。

第33条中「法」の次に「第115条の12の2第2項及び」を加える。

第34条中「別表第2の7」を「別表第2の8」に改める。

第4章第7節を同章第8節とする。

第27条中「並びに法」の次に「第115条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第29条中「第54条第2項」の次に「、第115条の2の2第2項」を加える。

第30条中「別表第2の6」を「別表第2の7」に改める。

第4章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

#### 第6節 介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第26条の2 法第111条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護医療院の基準は、この節に定めるところによる。

(介護医療院の基本方針)

第26条の3 介護医療院（ユニット型介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。次条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第26条の4 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要

な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準)

第26条の5 前2条及び次条(第11条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、介護医療院の基準は、法第111条第4項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(準用)

第26条の6 第8条から第11条までの規定は、介護医療院について準用する。この場合において、第8条中「前条」とあり、並びに第9条第1項及び第10条中「第7条」とあるのは「第26条の5」と、第8条及び第9条第2項中「別表第1の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者」とあり、同条第1項中「指定居宅サービス等事業者の事業所」とあり、並びに第10条及び第11条各号列記以外の部分中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「介護医療院」と、第9条第1項中「指定居宅サービス等事業者はその事業の」とあるのは「介護医療院はその」と、「指定居宅サービス等の事業」とあるのは「介護医療院の運営」と、第10条中「別表第2の1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第2の6 介護医療院」と、第11条第1号中「指定居宅サービス等事業者」とあるのは「介護医療院を設置する者」と、同条第2号中「事業所(当該指定に係る事業所をいう。次号において同じ。)の業務」とあるのは「業務」と、同条第3号中「事業所の運営」とあるのは「運営」と読み替えるものとする。

別表第2中「第26条」の次に「、第26条の6」を加え、別表第2の8の表を別表第2の9の表とし、別表第2の7の表を別表第2の8の表とし、別表第2の6の表を別表第2の7の表とし、別表第2の5の表の次に次の1表を加える。

## 6 介護医療院

サービスの種類	記録
介護医療院	施設サービス計画 提供した具体的なサービスの内容等の記録

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に整備したサービスの提供に関する記録については、改正後の北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める基準によることとする。

- (1) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例別表第2の1の表の右欄（指定訪問介護、指定通所介護又は指定短期入所生活介護の事業のうち介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第72条の2に規定する共生型居宅サービス事業に係るものに限る。）に掲げる記録 法第74条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準

- (2) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例別表第2の2の表の右欄（指定地域密着型通所介護の事業のうち法第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業に係るものに限る。）に掲げる記録 法第78条の4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準

- (3) 改正後の条例別表第2の6の表の右欄に掲げる記録 法第111条第4項に規定する厚生労働省令で定める基準

- (4) 改正後の条例別表第2の7の表の右欄（指定介護予防短期入所生活介護の事業のうち法第115条の2の2に規定する共生型介護予防サービス事業に係るものに限る。）に掲げる記録 法第115条の4第3項に規定する厚生労働省令で定める基準

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第38号

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第21条の5の19第2項」を「第21条の5の20第2項」に改める。

第4条中「第21条の5の18第1項」を「第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に改める。

第6条中「及び第21条の5の18第3項」を「、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第39号

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「並びに法」の次に「第41条の2第1項各号並びに」を加える。

第6条中「第30条第2項」の次に「、第41条の2第2項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第40号

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が  
適当と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第41号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの項中 「紫川河畔プール  
桃園市民プール（屋

外）」を「紫川河畔プール」に改める。

別表第4の2の北九州市営中央町駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの項の改正規定は、平成30年9月1日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第42号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2の働く婦人の家の東部勤労婦人センター使用料の項中

—	9時～12時	12時～17時	17時～21時	を
第1講習室	円 800	円 1,300	円 1,600	

第1講習室	1時間又はその端数ごとに460円	に、
-------	------------------	----

1,100	1,600	1,900	を
2,000	2,600	3,200	
1,500	1,900	2,300	
2,200	3,200	3,800	
3,600	4,900	6,300	

1時間又はその端数ごとに570円	に
1時間又はその端数ごとに970円	
1時間又はその端数ごとに710円	
1時間又はその端数ごとに1,150円	
1時間又はその端数ごとに1,850円	

改め、同表の働く婦人の家の東部勤労婦人センター使用料の体育室の項中

1人1回 (2時間以内)	200円	100円	50円	を
-----------------	------	------	-----	---

1人1回 (2時間以内)	300円	150円	70円	に
-----------------	------	------	-----	---

回数券 (10枚つづり)	1人1回 (2時間以内)	2,400円	1,200円	560円
-----------------	-----------------	--------	--------	------

改め、同表の働く婦人の家の東部勤労婦人センター使用料のトレーニング室の項中

1人1回 (2時間以内)	200円
-----------------	------

1人1回 (2時間以内)	300円	
回数券 (10枚つづり)	1人1回 (2時間以内)	2,400円

改め、同表の働く婦人の家の東部勤労婦人センター使用料のピアノの項中「2,000円」を「3,000円」に改め、同表の働く婦人の家の西部勤労婦人センター使用料の項中

—	9時～12時	12時～17時	17時～21時
第1講習室	800円	1,200円	1,400円

第1講習室	1時間又はその端数ごとに420円
-------	------------------

800	1,200	1,400
1,000	1,400	1,600
1,800	2,400	3,000
400	500	600
600	700	800
4,000	5,000	6,000
2,000	3,000	4,000

1時間又はその端数ごとに420円
1時間又はその端数ごとに500円
1時間又はその端数ごとに900円
1時間又はその端数ごとに180円
1時間又はその端数ごとに260円
1時間又はその端数ごとに1,870円

1 時間又はその端数ごとに 1,120 円

1 人 1 回 (2 時間以内)	200 円	100 円	50 円
---------------------	-------	-------	------

1 人 1 回 (2 時間以内)	300 円	150 円	70 円	
回数券 (10枚つづり)	1 人 1 回 (2 時間以内)	2,400 円	1,200 円	560 円

改め、同表の働く婦人の家の項備考の欄中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

(北九州市立男女共同参画センター条例の一部改正)

第 2 条 北九州市立男女共同参画センター条例（平成 7 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表の施設の項中

—		を	—		に、
ホール	A		ホール	A	
	B			B	
	C			C	

10,500 円	12,600 円	16,700 円	20,100 円	17,600 円	21,100 円
15,700	18,800	25,100	30,100	26,400	31,600
20,900	25,100	33,500	40,200	35,200	42,200
	6,300 円		10,100 円		10,600 円
	1,900		3,000		3,100
	1,300		2,000		2,100
	1,000		1,600		1,700
	4,100		6,600		6,900
	2,800		4,500		4,700
	900		1,500		1,600
	800		1,200		1,300

15,750 円	18,900 円	25,050 円	30,150 円	26,400 円	31,650 円
----------	----------	----------	----------	----------	----------

23,550 円	28,200 円	37,650 円	45,150 円	39,600 円	47,400 円
31,350 円	37,650 円	50,250 円	60,300 円	52,800 円	63,300 円
1 時間又はその端数ごとに 4,060 円					
1 時間又はその端数ごとに 1,200 円					
1 時間又はその端数ごとに 810 円					
1 時間又はその端数ごとに 640 円					
1 時間又はその端数ごとに 2,650 円					
1 時間又はその端数ごとに 1,800 円					
1 時間又はその端数ごとに 600 円					
1 時間又はその端数ごとに 490 円					

に、

共用	1 人 1 回（2 時間以内） 300 円		
専用	3,000 円	4,800 円	5,100 円

を

共用	1 人 1 回（2 時間以内） 450 円	
	回数券 (10枚つづり)	1 人 1 回（2 時間以内） 3,600 円
専用	1 時間又はその端数ごとに 1,940 円	

に、

1 人 1 回（2 時間以内） 300 円		
1,500 円	2,400 円	2,500 円
1 人 1 回（2 時間以内） 300 円		
1,300 円	2,000 円	2,100 円

を

1 人 1 回（2 時間以内） 450 円	
1 時間又はその端数ごとに 960 円	
1 人 1 回（2 時間以内） 450 円	
1 時間又はその端数ごとに 810 円	

に

改め、同項備考の欄第 6 項を削り、同表の設備・器具の項中

映像設備	大型ビデオプロジェクター	1 分又はその端数ごとに 400 円以下の範囲内で規則で定める額
	その他の映像設備	4 時間又はその端数ごとに 10,000 円以下の範囲内で規則で定める額

を

映像設備	1 時間又はその端数ごとに 3,750 円以下の範囲内で規則で定める額
------	-------------------------------------

に、

1 日ごとに 30,000 円以下の範囲内で規則で定める額
4 時間又はその端数ごとに 3,000 円以下の範囲内で規則で定める額
4 時間又はその端数ごとに 2,000 円以下の範囲内で規則で定める額
4 時間又はその端数ごとに 10,000 円以下の範囲内で規則で定める額
4 時間又はその端数ごとに 10,000 円以下の範囲内で規則で定める額
実費に相当する額の範囲内で規則で定める額
4 時間又はその端数ごとに 1,000 円以下の範囲内で規則で定める額
1 日ごとに 30,000 円以下の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 1,000 円以下の範囲内で規則で定める額
1 月又はその端数ごとに 500 円以下の範囲内で規則で定める額
4 時間又はその端数ごとに 3,000 円以下の範囲内で規則で定める額

を

1 日ごとに 45,000 円以下の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 1,120 円以下の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 750 円以下の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 3,750 円以下の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 3,750 円以下の範囲内で規則で定める額
実費に相当する額の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 370 円以下の範囲内で規則で定める額
1 日ごとに 45,000 円以下の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 1,500 円以下の範囲内で規則で定める額
1 月又はその端数ごとに 750 円以下の範囲内で規則で定める額
1 時間又はその端数ごとに 1,120 円以下の範囲内で規則で定める額

に

改め、同項備考の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表の注書第2項中「100円」を「10円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市立男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第43号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3の旧古河鋳業若松ビルの項中

「

700円	1,100円	1,800円
700円	1,100円	1,800円
180円	350円	550円
180円	350円	550円
180円	350円	550円

を

「

840円	1,320円	2,160円
840円	1,320円	2,160円
1時間又はその端数ごとに100円		
1時間又はその端数ごとに100円		
1時間又はその端数ごとに100円		

に

改める。

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの項中

「

区分	一般	中学校の生徒	小学校の児童	使用時
----	----	--------	--------	-----

用									以下の者	間が2時間を超えた場合は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券で入場した者にあつては、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。						
	個人	1人1回(2時間以内)	円	円	円	円	円	円	円							
	団体	30人以上	〃	240	130	70	215	115	60							
		50人未満	〃	190	100	55	50人以上	〃	2,160		1,170	630				
	回数券(10枚つづり)	〃														
専用	区分		平日						土曜日 日曜日 休日							
	50メートルプール	1面(2時間以内)	円	円	円	円	円	円	円							
	25メートルプール	〃														
	飛込プール	〃														
共用	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童	小学校の児童	小学校の児童	小学校の児童	小学校の児童		以下の者					
			7月及び8月	その他 の月	7月及び8月	その他 の月	7月及び8月	その他 の月	7月及び8月	その他 の月						
	個人	1人1回(2時間以内)	円	円	円	円	円	円	円	円						
	団体	30人以上	〃	260	400	200	250	100	120	230	360	180	225	90	105	
		50人未満	〃	205	320	160	200	80	95	回数券(10枚つづり)	〃	2,340	3,200	1,800	2,000	900
	回数券(10枚つづり)	〃														
専用	50メートルプール	区分		7月及び8月	その他の月											
		平日	1面(2時間以内)	円	円	円	円	円	円							
		土曜日 日曜日 休日	〃													

を

共用	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童	小学校の児童	小学校の児童	小学校の児童	小学校の児童	1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 共用で使用
	個人	1人1回(2時間以内)	360円	190円	100円	100円	100円	100円	100円	
	団体	30人以上	1人1回(2時間以内)	320円	170円	90円	90円	90円	90円	
		50人未満	1人1回(2時間以内)	280円	150円	80円	80円	80円	80円	
	回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,880円	1,520円	800円	800円	800円	800円	800円	
	定期券	1月	4,320円	2,280円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	
専用	区分		平日						土曜日 日曜日 休日	

	50メートルプール	1面(1時間以内)	6,150円	6,750円	する場合に使用時間が2時間を超えたときは、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券又は定期券で入場した者にあつては、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。				
	25メートルプール	1面(1時間以内)	3,900円	5,100円					
	飛込プール	1面(1時間以内)	3,900円	5,100円					
共用	区分	一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者					
		7月及び8月	その他の月	7月及び8月		その他の月	7月及び8月	その他の月	
	個人	1人1回(2時間以内)	390円	600円		300円	370円	150円	180円
団体	30人以上 50人未満	1人1回(2時間以内)	350円	540円		270円	330円	130円	160円
	50人以上	1人1回(2時間以内)	310円	480円		240円	290円	120円	140円
	回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	4,200円		2,400円	2,590円	1,200円	1,260円
	定期券	1月	4,680円	7,200円		3,600円	4,440円	1,800円	2,160円
専用	50メートルプール	区分	7月及び8月		その他の月				
		平日	1面(1時間以内)	8,470円	13,500円				
		土曜日 日曜日 休日	1面(1時間以内)	10,120円	16,870円				

に

改め、同表の野球場の項中

「

1面1回(1時間以内)	円 2,700
〃	1,350
1面1回(1時間以内)	円 800
〃	600

を

」

「

1面1回(1時間以内)	4,050円
1面1回(1時	2,020円

間以内)	
1面1回(1時間以内)	1,200円
1面1回(1時間以内)	900円

に

」

改め、同項備考の欄中「100分の4」を「100分の6」に、「200」を「300」に改め、同表の陸上競技場の項を次のように改める。

陸上競技場	本城陸上競技場	競技場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	1 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。 2 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
				1人1回(2時間以内)		150円		40円
				回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	1,200円		320円
				定期券	1月	1,800円		480円
				専用	1時間又はその端数ごとに			4,070円
	器具	陸上競技用具		1日1個又は1組		220円		
				1式		22,500円		
		テント		1日1張		450円		
		長机		1日1脚		60円		
		折り畳み椅子		1日1脚		40円		
	その他	コインロッカー		1回		100円		

別表第1の3 有料施設の使用料の表の運動場の項中

「

1面1回(1時間以内)	円	800
〃		600

を

」

「

1面1回(1時間以内)	1,200円
1面1回(1時間以内)	900円

に

」

改め、同表の庭球場の項中

「

1人1回(2時間以内)	円	円	円	
	330	160	100	
回数券(10枚つづり)	1人1回(2	2,970	1,440	900

づり)	時間以内)			
定期券	1月	3,960	1,920	1,200
	6月	16,500	8,000	5,000
	12月	23,760	11,520	7,200
1面1回(2時間以内)				円 1,680

を

「

1人1回(2時間以内)		490円	240円	150円
回数券(10枚づり)	1人1回(2時間以内)	3,920円	1,920円	1,200円
定期券	1月	5,880円	2,880円	1,800円
	6月	24,500円	12,000円	7,500円
	12月	35,280円	17,280円	10,800円
1面1回(1時間以内)				1,260円

に、

「

1人1回(2時間以内)		円 200	円 100	円 60
回数券(10枚づり)	1人1回(2時間以内)	1,800	900	540
定期券	1月	2,400	1,200	720
	6月	10,000	5,000	3,000
	12月	14,400	7,200	4,320
1面1回(2時間以内)				円 1,000

を

「

1人1回(2時間以内)		300円	150円	90円
回数券(10枚づり)	1人1回(2時間以内)	2,400円	1,200円	720円
定期券	1月	3,600円	1,800円	1,080円
	6月	15,000円	7,500円	4,500円
	12月	21,600円	10,800円	6,480円
1面1回(1時間以内)				750円

に

### 勝山弓道場

改め、同表の弓道場の桃園弓道場の共用の項中の場池弓道場

「

1人1回(2時間以内)		円 170	円 80
回数券(10枚づり)	1人1回(2時間以内)	1,530	720

を

」

1人1回（2時間以内）		250円	120円	に
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,000円	960円	
定期券	1月	3,000円	1,440円	

勝山弓道場

改め、同表の弓道場の桃園弓道場の専用の項中の場池弓道場

1時間又はその端数ごとに	円 400	を
--------------	----------	---

1時間又はその端数ごとに	600円	に
--------------	------	---

改め、同表の柔剣道場の項中

円 260	円 130	円 80	を
2,340	1,170	720	
3,120	1,560	960	
5,720	2,860	1,760	
9時～12時	12時～17時	17時～21時	
円 1,750	円 3,100	円 3,100	

390円	190円	120円	に
3,120円	1,520円	960円	
4,680円	2,280円	1,440円	
8,580円	4,180円	2,640円	
1時間又はその端数ごとに		990円	

改め、同表の体育館の三萩野体育館の項中

1人1回（2時間以内）		円 260	円 130	円 80	を
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,340	1,170	720	
区分		9時～12時	12時～17時	17時～21時	

	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
A	円 2,500	円 3,000	円 3,800	円 4,600	円 3,800	円 4,600
B	3,800	4,600	5,700	6,900	5,700	6,900

「

1人1回（2時間以内）		390円	190円	120円
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,120円	1,520円	960円
区分		平日		土曜日 日曜日 休日
A	1時間又はその端数ごとに		1,260円	1,520円
B	1時間又はその端数ごとに		1,900円	2,300円

に

改め、同表の体育館の八幡東体育館の項中

「

1人1回（2時間以内）		円 260	円 130	円 80	
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,340	1,170	720	
区分		9時～12時		12時～17時	17時～21時
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
A		円 5,100	円 6,100	円 7,800	円 9,400
B		7,700	9,200	11,700	14,100

を

「

1人1回（2時間以内）		390円	190円	120円
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,120円	1,520円	960円
区分		平日		土曜日 日曜日 休日

に

A	1時間又はその端 数ごとに	2,580円	3,110円
B	1時間又はその端 数ごとに	3,880円	4,670円

改め、同表の体育館の的場池体育館の項中

1人1回(2時間 以内)		円 260	円 130	円 80			
回数券(1人1 10枚つ ぶり)	1人1 回(2 時間以 内)	2,340	1,170	720			
区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時	
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
A		円 5,100	円 6,100	円 7,800	円 9,400	円 7,800	円 9,400
B		7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100

1人1回(2時間 以内)		390円	190円	120円
回数券(1人1 10枚つ ぶり)	1人1 回(2 時間以 内)	3,120円	1,520円	960円
区分		平日		土曜日 日曜日 休日
A	1時間又はその端 数ごとに	2,580円		3,110円
B	1時間又はその端 数ごとに	3,880円		4,670円

区分	9時～12時		12時～17時		17時～21時	
	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
第1会議室 視聴覚音楽室	円 1,080	円 1,290	円 1,620	円 1,930	円 2,160	円 2,580
第2会議室	810	960	1,210	1,450	1,620	1,930
第3会議室	540	640	810	960	1,080	1,290

区分		平日	土曜日 日曜日 休日
第1会議室 視聴覚音楽室	1時間又はその端 数ごとに	600円	720円
第2会議室	1時間又はその端 数ごとに	450円	540円
第3会議室	1時間又はその端 数ごとに	300円	360円

に、

円 2,000
------------

を

3,000円
--------

に

改め、同表のその他の項中

区分		9時～12時	12時～17時	17時～21時
会議室	使用面積が200平方メートル以上のとき	円 540	円 1,050	円 1,650
	使用面積が100平方メートル以上200平方メートル未満のとき	360	700	1,100
	使用面積が100平方メートル未満のとき	180	350	550
和室・調理室		350	600	900
調理用コンロ	1台	円 100	円 200	円 200
電気コンセント	1個1回			100円

を

会議室	使用面積が200平方メートル以上のとき	1時間又はその端数ごとに	400円
	使用面積が100平方メートル	1時間又はその端数ごとに	270円

以上200平方メートル未満のとき			
使用面積が100平方メートル未満のとき	1時間又はその端数ごとに		130円
和室・調理室	1時間又はその端数ごとに		230円
調理用コンロ	1台	1時間又はその端数ごとに	60円
電気コンセント	1個1回		150円

に

改める。

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料の八幡西生涯学習総合センターの項中

「

区 分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
大会議室	円 700	円 1,100	円 1,800
多目的室	550	700	1,100
会議室 和室 立礼室	350	600	900

を

「

大会議室	1時間又はその端数ごとに	410円
多目的室	1時間又はその端数ごとに	270円
会議室 和室 立礼室	1時間又はその端数ごとに	210円

に

改め、同表の生涯学習センターの各室使用料の門司生涯学習センターの項中

「

区 分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
-----	--------	---------	---------

講 堂	円 700	円 1,100	円 1,800
研 修 室 第 1 和室 第 2 和室 調 理 室 絵 画 室	350	600	900
第 1 会 議 室 第 2 会 議 室	700	1,100	1,800
第 3 会 議 室 第 4 会 議 室 第 5 会 議 室 第 3 和 室 第 4 和 室	550	700	1,100

を

「

講 堂	1 時間又はその 端数ごとに	410円
研 修 室 第 1 和室 第 2 和室 調 理 室 絵 画 室	1 時間又はその 端数ごとに	210円
第 1 会 議 室 第 2 会 議 室	1 時間又はその 端数ごとに	410円
第 3 会 議 室 第 4 会 議 室 第 5 会 議 室 第 3 和 室 第 4 和 室	1 時間又はその 端数ごとに	270円

に

改め、同表の生涯学習センターの各室使用料の小倉南生涯学習センターの項  
中

「

円 3,600	円 4,300	円 5,700	円 6,900	円 7,200	円 8,600
5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900
7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200

を

」

「

5,400円	6,450円	8,550円	10,350円	10,800円	12,900円
8,100円	9,600円	12,900円	15,450円	16,200円	19,350円
10,800円	12,900円	17,250円	20,700円	21,600円	25,800円

に、

」

「

区 分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
視聴覚室 特別会議室	円 700	円 1,100	円 1,800
音楽室	550	700	1,100
会議室 和室	350	600	900

を

」

「

視聴覚室 特別会議室	1時間又はその 端数ごとに	410円
音楽室	1時間又はその 端数ごとに	270円
会議室 和室	1時間又はその 端数ごとに	210円

に

」

改め、同表の生涯学習センターの各室使用料の小倉南生涯学習センターの市民ギャラリーの項中「1,200円」を「1,800円」に、「200円」を「300円」に改め、同表の生涯学習センターの各室使用料のその他の生涯学習センターの項中

「

区 分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
講 堂A	円 700	円 1,100	円 1,800
講 堂B	550	700	1,100
茶 室	700	1,100	1,800
工 芸 室	700	1,100	1,800
和 室	350	600	900
調 理 室	350	600	900
その他の室	180	350	550

を

講堂 A	1 時間又はその 端数ごとに	410 円
講堂 B	1 時間又はその 端数ごとに	270 円
茶室	1 時間又はその 端数ごとに	410 円
工芸室	1 時間又はその 端数ごとに	410 円
和室	1 時間又はその 端数ごとに	210 円
調理室	1 時間又はその 端数ごとに	210 円
その他の室	1 時間又はその 端数ごとに	120 円

改め、同表の生涯学習センターの器具使用料の門司生涯学習センターの項中

調理 用コ ンロ	1 台	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時
		100円	200円	200円
映写設備		1 時間又はその 端数ごとに	600円以内で教育委員会が定める 額	

調理 用コ ンロ	1 台	1 時間又はその 端数ごとに	60 円
----------------	-----	-------------------	------

改め、同表の生涯学習センターの器具使用料の門司生涯学習センターの第1  
第2

会議室の項中「600円」を「900円」に改め、同表の生涯学習センター  
会議室  
の器具使用料の小倉南生涯学習センターの項中

音響設 備	1 時間又はそ の端数ごとに	1,000円以内で教育委員会が定める額
----------	-------------------	---------------------

舞台照明設備	1時間又はその端数ごとに	1,000円以内で教育委員会が定める額	を
映写設備	1時間又はその端数ごとに	600円以内で教育委員会が定める額	

「

音響設備	1時間又はその端数ごとに	1,500円以内で教育委員会が定める額	に、
舞台照明設備	1時間又はその端数ごとに	1,500円以内で教育委員会が定める額	

」

「

円	を
2,000	
3,600	

」

「

3,000円	に
5,400円	
2,700円	

」

改め、同表の生涯学習センターの器具使用料の小倉南生涯学習センターの視聴覚設備の項中「600円」を「900円」に改め、同表の生涯学習センターの器具使用料のその他の生涯学習センターの項中

「

9時～12時	12時～17時	17時～22時	を
100円	200円	200円	

」

「

1時間又はその端数ごとに	60円	に
--------------	-----	---

」

改め、同表の生涯学習センターの器具使用料のその他の生涯学習センターの電気コンセントの項中「100円」を「150円」に改め、同表の婦人会館

の各室使用料の項中

「

区 分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
第1会議室 第2会議室	円 180	円 350	円 550
和 室 調 理 室	350	600	900

を

」

「

第1会議室 第2会議室	1時間又はその 端数ごとに	120円
和室 調理室	1時間又はその 端数ごとに	210円

に

」

改め、同表の美術館の各室使用料の項中「10,400円」を「12,480円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「7,900円」を「9,480円」に、「890円」を「1,060円」に、「5,600円」を「6,720円」に、「620円」を「740円」に、「7,800円」を「9,360円」に、「1,100円」を「1,320円」に改め、同表の美術館の器具使用料の項中

「

円
400
200
100

を

」

「

480円
240円
120円

に

」

改め、同表の美術館の項備考の欄第2項中「4,200円」を「5,040円」に改め、同欄第3項第1号中「13,400円」を「16,080円」に改め、同項第2号中「1,500円」を「1,800円」に改め、同表の文学館の陳列品の観覧料の項中

「

円	円	円	
500	300	200	を
400	240	160	」

「

600 円	360 円	240 円	
480 円	280 円	190 円	に

」

改め、同表の文学館の展示室及び会議室の使用料の項中

「

円	円	円	
1,300	1,950	2,600	を
500	750	1,000	」

「

1,560 円	2,340 円	3,120 円	
1 時間又はその 端数ごとに	220 円		に

」

改め、同表の史料館の陳列品の観覧料の項中

「

円	円	円	
200	100	50	を
160	80	40	」

「

240 円	120 円	60 円	
190 円	90 円	40 円	に

」

改め、同表の史料館の各室使用料の項中

「

	円	を
--	---	---

1,000

」

「

1,200 円

に、

」

「

円 3,600	円 4,300	円 5,700	円 6,900	円 7,200	円 8,600
5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900
7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200
円 550		円 850		円 1,100	
9時～12時		12時～17時		17時～22時	
円 300		円 450		円 600	

を

」

「

4,320 円	5,160 円	6,840 円	8,280 円	8,640 円	10,320 円
6,480 円	7,680 円	10,320 円	12,360 円	12,960 円	15,480 円
8,640 円	10,320 円	13,800 円	16,560 円	17,280 円	20,640 円
660 円		1,020 円		1,320 円	
1時間又はその端数ごとに		120 円			

に

」

改め、同表の史料館の器具使用料の項中「4時間」を「1時間」に、

「

3,000円以内で教育委員会が定める額
5,000円以内で教育委員会が定める額
1,500円以内で教育委員会が定める額
15,000円以内で教育委員会が定める額

を

6,000円以内で教育委員会が定める額

900円以内で教育委員会が定める額

1,500円以内で教育委員会が定める額

450円以内で教育委員会が定める額

4,500円以内で教育委員会が定める額

1,800円以内で教育委員会が定める額

に

改める。

(北九州市市民センター条例の一部改正)

第4条 北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分			使用料
各室 使用 料	多目的 ホール	150平方メートル以上	1時間又はその端数ごとに270円
		150平方メートル未満	1時間又はその端数ごとに180円
	和室 調理室		1時間又はその端数ごとに140円
	その他の室		1時間又はその端数ごとに80円
器具 使用 料	調理用コンロ	1台	1時間又はその端数ごとに40円
	電気コンセント	1個1回	100円

備考

1 市外居住者の使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の2

0割に相当する額とする。

2 冷暖房設備を使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。

(北九州市芸術文化施設条例の一部改正)

第5条 北九州市芸術文化施設条例（平成15年北九州市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2の劇場のホール使用料の項中

「

円	円	円	円	円	円
19,000	22,800	45,600	54,700	57,000	68,400
28,500	34,200	68,400	82,100	85,500	102,600
38,000	45,600	91,200	109,400	114,000	136,800
10,200	12,300	24,500	29,400	30,600	36,700
15,300	18,300	36,700	44,100	45,900	55,100
20,400	24,500	49,000	58,800	61,200	73,400
3,400	4,100	8,200	9,800	10,200	12,200
5,100	6,100	12,200	14,700	15,300	18,400
6,800	8,100	16,300	19,600	20,400	24,500

を

」

「

円	円	円	円	円	円
22,800	27,360	54,720	65,640	68,400	82,080
34,200	41,040	82,080	98,520	102,600	123,120
45,600	54,720	109,440	131,280	136,800	164,160
12,240	14,760	29,400	35,280	36,720	44,040
18,360	21,960	44,040	52,920	55,080	66,120
24,480	29,400	58,800	70,560	73,440	88,080
4,080	4,920	9,840	11,760	12,240	14,640
6,120	7,320	14,640	17,640	18,360	22,080
8,160	9,720	19,560	23,520	24,480	29,400

に

」

改め、同項備考の欄第5項中「4時間」を「1時間」に、「3,000円」を「900円」に改め、同欄第7項第3号及び第4号中「3割」を「2割5分」に改め、同表の劇場の器具使用料の項中「4時間又は」を「1時間又は」に、「5,000円」を「1,500円」に、「2,600円」を「780円」に、「6,500円」を「1,950円」に、「10,000円」を「3,000円」に、「13,000円」を「3,900円」に、「4,000円」を「4,800円」に、「100円」を「120円」に改め、同表

の劇場の設備使用料の項中「4時間又は」を「1時間又は」に、「350円」を「100円」に改め、同表の劇場の器具使用料の項及び設備使用料の項の備考の欄第3項を削り、同表の音楽堂のホール使用料の項中

「

円	円	円	円	円	円
21,700	26,000	34,700	41,700	43,400	52,100
32,600	39,100	52,100	62,500	65,100	78,100
43,400	52,100	69,400	83,800	86,800	104,200

を

」

「

円	円	円	円	円	円
26,040	31,200	41,640	50,040	52,080	62,520
39,120	46,920	62,520	75,000	78,120	93,720
52,080	62,520	83,280	100,560	104,160	125,040

に

」

改め、同項備考の欄第4項中「4時間」を「1時間」に、「3,000円」を「900円」に改め、同欄第6項第2号及び第3号中「3割」を「2割5分」に改め、同表の音楽堂のリハーサル室、練習室及び研修室使用料の項中

「

9時～12時		12時～17時		17時～22時	
平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
円	円	円	円	円	円
2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000
800	950	1,150	1,400	1,550	1,850
700	850	1,050	1,250	1,400	1,700
1,100	1,300	1,750	2,100	2,200	2,650

を

」

「

9時～22時（1時間又はその端数ごとに）	
平日	土曜日 日曜日 休日
1,040円	1,250円
320円	380円
290円	350円
460円	550円

に

」

改め、同表の音楽堂の器具使用料の項中「4時間又は」を「1時間又は」に、「1,300円」を「390円」に、「2,600円」を「780円」に、「10,000円」を「3,000円」に、「5,200円」を「1,560円」に改め、同表の音楽堂の設備使用料の項中「4時間又は」を「1時間又は」に、「1,000円」を「300円」に改め、同表の音楽堂の器具使用料の項及び設備使用料の項の備考の欄第3項を削り、同表の漫画ミュージアムの展示室使用料の項中

「

円	円
2,000	350
2,100	360
2,600	450

を

」

「

2,400円	420円
2,520円	430円
3,120円	540円

に

」

改め、同表の漫画ミュージアムの器具使用料の項中「4時間又は」を「1時間又は」に、「3,000円」を「900円」に、「6,000円」を「1,800円」に改め、「4時間を超える使用時間の端数が1時間以内であるときに限り、当該端数に係る使用料の額は、規定使用料の額の3割に相当する額とする。」を削り、同表の市民会館のホール使用料の項中

「

円	円	円	円	円	円
17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000
26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000
35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000
6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800
9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800
13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700
7,800	9,400	12,500	15,000	15,600	18,700
11,700	14,000	18,700	22,500	23,400	28,100
15,600	18,700	25,000	30,000	31,200	37,400
17,300	20,800	27,700	33,200	34,600	41,500
26,000	31,100	41,500	49,800	51,900	62,300
34,600	41,500	55,400	66,400	69,200	83,000
4,900	5,900	7,800	9,400	9,800	11,800
7,400	8,800	11,800	14,100	14,700	17,600

を

9,800	11,800	15,700	18,800	19,600	23,500
17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000
26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000
35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000
6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800
9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800
13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700

」

「

円	円	円	円	円	円
21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400
31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600
42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800
7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960
11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560
15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040
9,360	11,280	15,000	18,000	18,720	22,440
14,040	16,800	22,440	27,000	28,080	33,720
18,720	22,440	30,000	36,000	37,440	44,880
20,760	24,960	33,240	39,840	41,520	49,800
31,200	37,320	49,800	59,760	62,280	74,760
41,520	49,800	66,480	79,680	83,040	99,600
5,880	7,080	9,360	11,280	11,760	14,160
8,880	10,560	14,160	16,920	17,640	21,120
11,760	14,160	18,840	22,560	23,520	28,200
21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400
31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600
42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800
7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960
11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560
15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040

に

」

改め、同項備考の欄第5項中「4時間」を「1時間」に、「3,000円」を「900円」に改め、同欄第7項第2号及び第3号中「3割」を「2割5分」に改め、同表の市民会館の会議室等使用料の項中

「

9時～12時		12時～17時		17時～22時	
平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
	日曜日		日曜日		日曜日
	休日		休日		休日

円	円	円	円	円	円
3,200	3,800	4,800	5,750	6,500	7,700
2,300	2,750	3,450	4,100	4,750	5,500
900	1,100	1,350	1,600	1,800	2,150
700	850	1,050	1,250	1,400	1,700
400	450	550	700	750	900
400	450	600	700	750	950
350	400	500	600	650	800
350	450	550	650	700	850
1,800	2,100	2,650	3,250	3,550	4,250
550	750	900	1,100	1,150	1,400
2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000
700	850	1,050	1,250	1,400	1,700
550	750	900	1,100	1,150	1,400
3,500	4,200	5,250	6,300	7,000	8,400
1,950	2,300	2,900	3,550	3,900	4,650
1,350	1,600	2,050	2,450	2,700	3,250
700	850	1,050	1,250	1,400	1,700
550	750	900	1,100	1,150	1,400
700	800	900	1,100	1,150	1,400
400	500	600	700	800	950

を

「

9時～22時（1時間又はその端数ごとに）	
平日	土曜日 日曜日 休日
1,330円	1,590円
960円	1,140円
370円	440円
290円	350円
150円	180円
160円	190円
130円	160円
140円	180円
730円	880円
240円	300円
1,040円	1,250円
290円	350円
240円	300円
1,450円	1,740円
800円	960円

に

560円	670円
290円	350円
240円	300円
250円	300円
160円	190円

」

改め、同表の市民会館の展示室使用料の項中

「

円	円
2,950	550
1,450	250
1,800	300
3,600	700
5,400	1,000
3,000	600
6,000	1,200
9,000	1,800

を

」

「

3,540円	660円
1,740円	300円
2,160円	360円
4,320円	840円
6,480円	1,200円
3,600円	720円
7,200円	1,440円
10,800円	2,160円

に

」

改め、同表の市民会館の楽器庫使用料の項中

「

円
4,200
10,000
9,000
11,000
4,000

を

」

「

5,040円
12,000円

10,800円
13,200円
4,800円

に

」

改め、同表の市民会館の器具使用料の項中「4時間又は」を「1時間又は」に、「1,300円」を「390円」に、「2,600円」を「780円」に、「6,500円」を「1,950円」に、「10,000円」を「3,000円」に、「13,000円」を「3,900円」に、「4,000円」を「4,800円」に、「100円」を「120円」に改め、同表の市民会館の設備使用料の項中「4時間又は」を「1時間又は」に、「1,000円」を「300円」に改め、同表の市民会館の器具使用料の項及び設備使用料の項の備考の欄中第3項を削る。

(北九州市スポーツ施設条例の一部改正)

第6条 北九州市スポーツ施設条例(平成20年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の体育館の総合体育館使用料の項中

「

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円

を

」

「

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円

に、

」

「

区分	9時～12時		13時～17時		18時～21時		9時～21時	
	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
第1 競技場	円	円	円	円	円	円	円	円
	7,700	9,200	10,100	12,100	12,800	15,300	30,600	36,600
第2競技場	48,000	57,600	72,000	86,400	96,000	115,200	216,000	259,200
第3競技場	3,900	4,700	5,100	6,100	6,400	7,600	15,400	18,400
第3競技場	530	660	910	1,060	850	1,000	2,800	3,310

を

」

「

区分			平日	土曜日 日曜日 休日
第1競技場	A	1時間又はその端数ごとに	4,670円	5,590円
	B	1時間又はその端数ごとに	33,250円	39,900円
第2競技場		1時間又はその端数ごとに	2,350円	2,800円
第3競技場		1時間又はその端数ごとに	350円	410円

に、

1人1回(2時間以内)	300円
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内) 2,700円

を

1人1回(2時間以内)	450円
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内) 3,600円
定期券	1月 5,400円

に、

区分	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
大会議室	2,100円	2,700円	2,700円	7,500円
小会議室	1,000円	1,300円	1,300円	3,600円

を

大会議室	1時間又はその端数ごとに	1,130円
小会議室	1時間又はその端数ごとに	540円

に

改め、同表の体育館の総合体育館使用料の競技場の専用の項、トレーニング室の項及び会議室の項の備考の欄中第4項を削り、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする

。

別表第2の体育館の総合体育館使用料の項中「いす」を「椅子」に、

2,000円
6,000円
5,000円

10,000円
3,000円
650円
2,000円
1,000円
1,000円
12,000円
1,200円
21,000円
30円
90円
100円

を

」

「

3,000円
9,000円
7,500円
15,000円
4,500円
970円
3,000円
1,500円
1,500円
18,000円
1,800円
31,500円
40円
130円
150円

に

」

改め、同表の体育館の体育館使用料の項中

「

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円

を

」

「

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円

に、

」

「

区分	9時～12時		12時～17時		17時～21時	
	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日

新門司体育館 門司体育館体育 室	A	円 5,100	円 6,100	円 7,800	円 9,400	円 7,800	円 9,400
	B	7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100
小倉北体育館 小倉南体育館 曾根体育館							
城野体育館 黒崎体育館	A	2,500	3,000	3,800	4,600	3,800	4,600
	B	3,800	4,600	5,700	6,900	5,700	6,900
城山体育館	A	1,800	2,200	2,800	3,400	2,800	3,400
	B	2,700	3,400	4,200	5,100	4,200	5,100
門司体育館集会室		1,800	2,100	3,600	4,300	3,600	4,300

を

区分		平日	土曜日 日曜日 休日
新門司体育館 門司体育館体育 室	A	1時間又はその端数 ごとに	2,580円
	B	1時間又はその端数 ごとに	3,110円
小倉北体育館 小倉南体育館 曾根体育館	A	1時間又はその端数 ごとに	3,880円
	B	1時間又はその端数 ごとに	4,670円
城野体育館 黒崎体育館	A	1時間又はその端数 ごとに	1,260円
	B	1時間又はその端数 ごとに	1,520円
城山体育館	A	1時間又はその端数 ごとに	1,900円
	B	1時間又はその端数 ごとに	2,300円
門司体育館集会室	A	1時間又はその端数 ごとに	920円
	B	1時間又はその端数 ごとに	1,120円
門司体育館集会室		1時間又はその端数 ごとに	1,380円
			1,700円
門司体育館集会室		1時間又はその端数 ごとに	1,120円
			1,330円

に

改め、同表の体育館の若松体育館使用料の項中

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円

を

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円

に、

区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。
		7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
個人	1人1回(2時間以内)	円 260	円 400	円 200	円 250	円 100	円 120	
団体	30人以上50人未満	230	360	180	225	90	105	
	50人以上	205	320	160	200	80	95	
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,340	3,200	1,800	2,000	900	960	

を

区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券又は定期券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。
		7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
個人	1人1回(2時間以内)	390円	600円	300円	370円	150円	180円	
団体	30人以上50人未満	350円	540円	270円	330円	130円	160円	
	50人以上	310円	480円	240円	290円	120円	140円	
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円	
定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円	

に、

1人1回（2時間以内）		300円	
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,700円	

を

「

1人1回（2時間以内）		450円	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,600円	
定期券	1月	5,400円	

に、

「

区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時	
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
体育館	A	円 5,100	円 6,100	円 7,800	円 9,400	円 7,800	円 9,400
	B	7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100
多目的ホール		520	650	1,110	1,300	1,110	1,300

を

「

区分		平日	土曜日 日曜日 休日
体育館	A	1時間又はその端数ごとに 2,580円	3,110円
	B	1時間又はその端数ごとに 3,880円	4,670円
多目的ホール		1時間又はその端数ごとに 340円	400円

に、

「

区分		7月及び8月	その他の月	使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割に相当する額を加算する。
平日	1回（2時間以内）	5,700円	9,000円	
土曜日 日曜日 休日	1回（2時間以内）	6,800円	11,300円	

を

「

区分	7月及び8月	その他の月
----	--------	-------

平日	1回（1時間以内）	4,270円	6,750円
土曜日 日曜日 休日	1回（1時間以内）	5,100円	8,470円

に

改め、同表のスポーツセンターの折尾スポーツセンター使用料の項中

「

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円

を

」

「

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円

に、

」

「

区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割（回数券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割）に相当する額を加算する。
		7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
個人	1人1回（2時間以内）	円 260	円 400	円 200	円 250	円 100	円 120	を
団体	30人以上50人未満	230	360	180	225	90	105	
	50人以上	205	320	160	200	80	95	
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,340	3,200	1,800	2,000	900	960	

」

「

区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 使用時間が2時間を超えた場合
		7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
個人	1人1回（2時間以内）	390円	600円	300円	370円	150円	180円	
団体	30人以上50人未満	350円	540円	270円	330円	130円	160円	

50人以上	1人1回 (2時間 以内)	310円	480円	240円	290円	120円	140円	の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券又は定期券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。
回数券(10枚つづり)	1人1回 (2時間 以内)	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円	
定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円	

に、

「

1人1回(2時間以内)	300円
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内) 2,700円

を

「

1人1回(2時間以内)	450円	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内) 3,600円	
定期券	1月 5,400円	

に、

「

区分	9時～12時		12時～17時		17時～21時	
	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
体育館 A	円 5,100	円 6,100	円 7,800	円 9,400	円 7,800	円 9,400
体育館 B	7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100
多目的ホール	520	650	1,110	1,300	1,110	1,300

を

「

区分	平日	土曜日 日曜日 休日
体育館 A	1時間又はその端数ごとに 2,580円	3,110円
体育館 B	1時間又はその端数ごとに 3,880円	4,670円

に、

	数ごとに		
多目的ホール	1時間又はその端 数ごとに	340円	400円

」

「

区分		7月及び8月	その他の月	使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割に相当する額を加算する。
平日	1回（2時間以内）	1,800円	2,900円	
土曜日 日曜日 休日	1回（2時間以内）	2,200円	3,600円	

を

」

「

区分		7月及び8月	その他の月	
平日	1回（1時間以内）	1,350円	2,170円	
土曜日 日曜日 休日	1回（1時間以内）	1,650円	2,700円	

に

」

改め、同表のスポーツセンターの香月スポーツセンター使用料の共用の体育館の項中

「

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円

を

」

「

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円

に

」

改め、同表のスポーツセンターの香月スポーツセンター使用料の項中

「

1人1回（2時間以内）		260円	130円	80円
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,340円	1,170円	720円
定期券	1月	3,120円	1,560円	960円
	3月	5,720円	2,860円	1,760円

を

」

「

区分		一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者
1人1回(2時間以内)		390円	190円	120円
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円	960円
定期券	1月	4,680円	2,280円	1,440円
	3月	8,580円	4,180円	2,640円

に、

区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時	
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
体育館	A	円 2,500	円 3,000	円 3,800	円 4,600	円 3,800	円 4,600
	B	3,800	4,600	5,700	6,900	5,700	6,900
柔剣道場	柔道場 剣道場	1,750円		3,100円		3,100円	

を

区分			平日	土曜日 日曜日 休日
体育館	A	1時間又はその端数ごとに	1,260円	1,520円
	B	1時間又はその端数ごとに	1,900円	2,300円
柔剣道場	柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに	990円	

に

改め、同表のスポーツセンターの浅生スポーツセンター使用料の共用の体育館の項中

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円

を

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円

に

改め、同表のスポーツセンターの浅生スポーツセンター使用料の項中

「

区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。
		7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
個人	1人1回(2時間以内)	円 260	円 400	円 200	円 250	円 100	円 120	を
団体	30人以上50人未満	230	360	180	225	90	105	
	50人以上	205	320	160	200	80	95	
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,340	3,200	1,800	2,000	900	960	

を

「

区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券又は定期券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算す
		7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
個人	1人1回(2時間以内)	390円	600円	300円	370円	150円	180円	に、
団体	30人以上50人未満	350円	540円	270円	330円	130円	160円	
	50人以上	310円	480円	240円	290円	120円	140円	
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円	
定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円	

に、

る。

「

1人1回（2時間以内）		300円	
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,700円	

を

「

1人1回（2時間以内）		450円	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,600円	
定期券	1月	5,400円	

に、

「

円	円	円
330	160	100
2,970	1,440	900
3,960	1,920	1,200
16,500	8,000	5,000
23,760	11,520	7,200

を

「

490円	240円	150円
3,920円	1,920円	1,200円
5,880円	2,880円	1,800円
24,500円	12,000円	7,500円
35,280円	17,280円	10,800円

に、

「

円	円	円
260	130	80
2,340	1,170	720
3,120	1,560	960
5,720	2,860	1,760

を

「

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円
4,680円	2,280円	1,440円
8,580円	4,180円	2,640円

に、

「

1人1回(2時間以内)		170円	80円
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	1,530円	720円

を

「

1人1回(2時間以内)		250円	120円
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円	960円
定期券	1月	3,000円	1,440円

に、

「

区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時	
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
体育館	A	円 5,100	円 6,100	円 7,800	円 9,400	円 7,800	円 9,400
	B	7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100
多目的ホール		520	650	1,100	1,300	1,110	1,300

を

「

区分			平日	土曜日 日曜日 休日
体育館	A	1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円
	B	1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円
多目的ホール		1時間又はその端数ごとに	340円	400円

に、

「

区分		7月及び8月	その他の月	使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割に相当する額を加算する。
平日	1回(2時間以内)	5,700円	9,000円	
土曜日 日曜日 休日	1回(2時間以内)	6,800円	11,300円	

を

「

区分		7月及び8月	その他の月
平日	1回(1時間)	4,270円	6,750円

	以内)		
土曜日	1回(1時間	5,100円	8,470円
日曜日	以内)		
休日			

に、

庭球場	1面1回(2時間以内)			1,680円
柔道場 剣道場	区分	9時～12時	12時～17時	17時～21時
		1,750円	3,100円	3,100円
弓道場	1時間又はその端数ごとに			800円

を

庭球場	1面1回(1時間以内)			1,260円
柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに			990円
弓道場	1時間又はその端数ごとに			1,200円

に

改め、同表のプールの項及び競技場の項を次のように改める。

プ ル 使 用 料 プ ル	新 共 用 温 水 プ ル	区 分	一般		中学校の生徒		小学校の児童以下 の者		1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 共用で使用する場合に使用時間が2時間を超えたときの使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券又は定期券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を			
				7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月		その他の月		
			個人	1人1回(2時間以内)	390円	600円	300円	370円		150円	180円	
			団体	30人以上50人未満	1人1回(2時間以内)	350円	540円	270円		330円	130円	160円
				50人以上	1人1回(2時間以内)	310円	480円	240円		290円	120円	140円
				回数券(10枚づり)	1人1回(2時間以内)	3,120円	4,200円	2,400円		2,590円	1,200円	1,260円
				定期券	1月	4,680円	7,200円	3,600円		4,440円	1,800円	2,160円
専		区 分	7月及び8月			その他の月						

用	平日	1回(1時間以内)	4,270円	6,750円	加算する。		
	土曜日 日曜日 休日	1回(1時間以内)	5,100円	8,470円			
	区分		一般	中学校の生徒		小学校の児童以下の者	
	個人	1人1回(2時間以内)	360円	190円		100円	
	団体	30人以上50人未満	1人1回(2時間以内)	320円		170円	90円
		50人以上	1人1回(2時間以内)	280円		150円	80円
	回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,880円	1,520円		800円	
	定期券	1月	4,320円	2,280円		1,200円	
	専用	平日	1回(1時間以内)			3,900円	
		土曜日 日曜日 休日	1回(1時間以内)			5,100円	
競 技 場 共 用	区分		一般	高等学校の生徒以下の者	1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。 2 入場料等を徴収する場合の使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないとき		
	1人1回(2時間以内)		150円	40円			
	回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	1,200円	320円			
	定期券	1月	1,800円	480円			
	専用		1時間又はその端数ごとに	4,070円			
	器 具	陸上競技用具		1個又は1組		1日	220円
				1式		1日	22,500円
		テント		1張		1日	450円
		長机		1脚		1日	60円
			折り畳み椅子	1脚		1日	40円

					は、当該規定 使用料の額の 1.5割に相当 する額) とす る。
--	--	--	--	--	--

別表第2の球技場・運動場の北九州スタジアム使用料の項中

「

専用	区分	6時～12時	12時～17時	17時～21時
A		22,400円	24,300円	24,300円
B		33,600円	36,450円	36,450円

を

」

「

専用A	1時間又はその端数ごとに	7,100円
専用B	1時間又はその端数ごとに	10,650円

に、

」

「

1,220円
5,220円
940円
860円
2,450円
1,120円
1,600円
1,990円
1,990円
2,180円
3,130円
3,280円
4,820円
2,560円
3,200円
1,560円
1,560円
2,380円

を

」

「

1,830円
7,830円
1,410円
1,290円
3,670円
1,680円
2,400円
2,980円
2,980円

に

3,270円
4,690円
4,920円
7,230円
3,840円
4,800円
2,340円
2,340円
3,570円

」

改め、同項備考の欄第2項各号中「100分の4」を「100分の6」に改め、同欄中第3項を削り、第4項を第3項とし、同表の球技場・運動場のその他の球技場・運動場使用料の項中「800円」を「1,200円」に、「600円」を「900円」に改め、同表の球場の項中「2,700円」を「4,050円」に、「1,350円」を「2,020円」に、「800円」を「1,200円」に、「600円」を「900円」に改め、同表の庭球場の項中

「

330円	160円	100円
2,970円	1,440円	900円
3,960円	1,920円	1,200円
16,500円	8,000円	5,000円
23,760円	11,520円	7,200円
1面1回(2時間以内)		1,680円

を

」

「

490円	240円	150円
3,920円	1,920円	1,200円
5,880円	2,880円	1,800円
24,500円	12,000円	7,500円
35,280円	17,280円	10,800円
1面1回(1時間以内)		1,260円

に、

」

「

200円	100円	60円
1,800円	900円	540円
2,400円	1,200円	720円
10,000円	5,000円	3,000円
14,400円	7,200円	4,320円
1面1回(2時間以内)		1,000円

を

」

「

300円	150円	90円
2,400円	1,200円	720円
3,600円	1,800円	1,080円
15,000円	7,500円	4,500円
21,600円	10,800円	6,480円
1面1回(1時間以内)		750円

に

改め、同表の武道場の項中

「

1人1回(2時間以内)	170円	80円	
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	1,530円	720円

を

「

1人1回(2時間以内)	250円	120円	
回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円	960円
定期券	1月	3,000円	1,440円

に、

「

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円
3,120円	1,560円	960円
5,720円	2,860円	1,760円
1時間又はその端数ごとに		400円
9時~12時	12時~17時	17時~21時
1,750円	3,100円	3,100円

を

「

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円
4,680円	2,280円	1,440円
8,580円	4,180円	2,640円
1時間又はその端数ごとに		600円
1時間又はその端数ごとに		990円

に

改め、同表の柔剣道場の項中

「

260円	130円	80円
2,340円	1,170円	720円
3,120円	1,560円	960円

を

5,720円	2,860円	1,760円
9時～12時	12時～17時	17時～21時
1,750円	3,100円	3,100円

390円	190円	120円
3,120円	1,520円	960円
4,680円	2,280円	1,440円
8,580円	4,180円	2,640円
1時間又はその端数ごとに		990円

改め、同表の弓道場の項中

共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者
	1人1回（2時間以内）	170円	80円
	回数券（10枚つづり） 1人1回（2時間以内）	1,530円	720円
専用		1時間又はその端数ごとに	400円

共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するとき
	1人1回（2時間以内）	250円	120円	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
	回数券（10枚つづり） 1人1回（2時間以内）	2,000円	960円	
	定期券 1月	3,000円	1,200円	
専用		1時間又はその端数ごとに	600円	

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定、第3条の規定による改正後の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2 社会教育関係の表の規定、第4条の規定による改正後の北九州市市民

センター条例別表第2の規定、第5条の規定による改正後の北九州市芸術文化施設条例別表第2の規定及び第6条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に第2条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたプール、陸上競技場、庭球場、弓道場、柔剣道場及び体育館の回数券又は定期券は、同条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたものとみなす。
- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日前に第6条の規定による改正前の北九州市スポーツ施設条例の規定に基づき発行された体育館、スポーツセンター、プール、競技場、庭球場、武道場、柔剣道場及び弓道場の回数券又は定期券は、同条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第44号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の障害者体育施設の体育館及びスタジオ使用料の項中

円	円	円	を
350	170	100	
3,150	1,530	900	」

520円	250円	150円	に、
4,160円	2,000円	1,200円	
			」

円	円	円	円	円	円	を
5,100	6,100	7,800	9,400	7,800	9,400	
7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100	」

7,650円	9,150円	11,700円	14,100円	11,700円	14,100円	に、
11,550円	13,800円	17,550円	21,150円	17,550円	21,150円	
						」

1,100円	1,200円	を
1,000円	1,100円	
		」

1,650円	1,800円	に
1,500円	1,650円	
		」

改め、同表の障害者体育施設のプール使用料の項中

円	円	円	を
500	310	150	
450	275	135	」

400	245	120
4,500	2,790	1,350

」

750 円	460 円	220 円
670 円	410 円	200 円
600 円	360 円	180 円
6,000 円	3,680 円	1,760 円

に、

」

「2,000 円」を「3,000 円」に、「2,400 円」を「3,600 円」に改め、同表の障害者体育施設の卓球室使用料の項中

円	円	円
350	170	100
3,150	1,530	900
1,000		

を

」

520 円	250 円	150 円
4,160 円	2,000 円	1,200 円
1,500 円		

に

」

改め、同表の障害者体育施設のトレーニング室使用料の項中

円
350
3,150

を

」

520 円
4,160 円

に

」

改め、同表の障害者体育施設の会議室使用料の項中

円	円	円	円	円	円
1,600	1,900	2,800	3,400	2,600	3,100
3,200	3,800	5,400	6,500	5,200	6,200
1,100	1,300	1,800	2,200	1,700	2,000

を

」

2,400 円	2,850 円	4,200 円	5,100 円	3,900 円	4,650 円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

4,800 円	5,700 円	8,100 円	9,750 円	7,800 円	9,300 円	に 」
1,650 円	1,950 円	2,700 円	3,300 円	2,550 円	3,000 円	

改め、同表の障害者体育施設の多目的室使用料の項中「1,900円」を「2,850円」に、「2,200円」を「3,300円」に改め、同表の障害者体育施設の体育館、スタジオ、プール、卓球室及びトレーニング室共通使用料の項中

円	を
1,000	
90,000	」

1,500 円	に、
120,000 円	
	」

1 月	4,000	を
6 月	21,600	
		」

1 月	6,000 円	に
3 月	16,200 円	
6 月	32,400 円	
		」

改め、同表の障害者体育施設のスポーツプログラム受講料の項中「100円」を「150円」に改め、同表の隣保館の各室使用料の項中

—	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	を
ホー ル	円 700	円 1,100	円 1,800	
集 会 室 A	700	1,100	1,800	
集 会 室 B	550	700	1,100	
和 室	350	600	900	
調 理 室	350	600	900	

ホール	1 時間又はその端数ごとに 270 円
集会室 A	1 時間又はその端数ごとに 270 円

集会室 B	1 時間又はその端数ごとに 180 円	に、
和室	1 時間又はその端数ごとに 140 円	
調理室	1 時間又はその端数ごとに 140 円	

10 時～ 12 時	12 時～ 15 時	15 時～ 18 時	18 時～ 21 時	を
円	円	円	円	
1,100	1,600	1,600	1,900	

1 時間又はその端数ごとに 560 円	に、
---------------------	----

1 人 1 回 (2 時間以内)	円 260	円 130	円 80	を
---------------------	----------	----------	---------	---

1 人 1 回 (2 時 間以内)	260 円	130 円	80 円	に、
満 6 5 歳 以上の者	回数券 (10 枚つ ぶり)	1 人 1 回 (2 時 間以内)	620 円	

—	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	を
その 他 の 室	円 180	円 350	円 550	

その他の室	1 時間又はその端数ごとに 80 円	に
-------	--------------------	---

改め、同表の隣保館の設備・器具使用料の項中

—	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	を	
調理用コン ロ	1 台	円 100	円 200		円 200

調理用コン ロ	1 台	1 時間又はその端数ごとに 40 円	に
------------	-----	--------------------	---

改め、同表の隣保館の項備考の欄第 3 項を削る。

別表第4の年長者体育施設の北九州穴生ドームの項中

500 円	250 円
4,500 円	2,250 円
2,500 円	
5,000 円	

を

750 円	370 円
6,000 円	2,960 円
3,750 円	
7,500 円	

に

改め、同項備考の欄第2項中「規定の額」の次に「（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定により算定した額）」を加え、同項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

2 専用の場合の利用面積が2分の1のときの利用料金の額は、規定の額の5割に相当する額とする。

別表第4の勤労青少年ホームの項を次のように改める。

勤 労 青 少 年 ホ ー ム	各 室 利 用 料	料理室		1時間又はその端数ごとに500円		
		集 会 室 研 修 室	50平方メートル未満の室	1時間又はその端数ごとに300円		
			50平方メートル以上の室	1時間又はその端数ごとに400円		
		和室				
		茶室				
		音楽室				
		美術室				
	絵画室					
	体 育 室 利 用 料	専用		1時間又はその端数ごとに1,500円		
		共 用	—	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
1人1回（3			220円	150円	70円	

			時間以内)			
		回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(3 時間以 内)	1,760円	1,200円	560円
テ ニ ス コ ー ト 利 用 料	共 用	—	—	一般	高等学校の 生徒	小・中学校 の児童及び 生徒
		1人1回(3 時間以内		220円	150円	70円
		回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(3 時間以 内)	1,760円	1,200円	560円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき発行された障害者体育施設の回数券は、改正後の北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき発行されたものとみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例の規定に基づき発行された年長者体育施設の回数券は、改正後の条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第45号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2 社会教育関係の表の青少年の家の宿泊を伴うときの項中 「玄夜

海青年の家 を「玄海青年の家」に、  
宮青少年センター」

「

円	円	円
500	200	100

を

」

「

750円	300円	150円
------	------	------

に、

」

「

円	円	円
1,000	800	500
円		
4,000		
6,000		
10,000		
5,000		
2,500		

を

」

「

1,500円	1,200円	750円
6,000円		
9,000円		

に

15,000円
7,500円
3,750円

」

改め、同表の青少年の家の宿泊を伴わないときの項中

「

玄海青年の家	円	円	円	円	円	円
夜宮青少年センター	1,500	2,000	3,500	4,500	3,500	4,500
もじ少年自然の家	1,000	1,300	2,300	3,000	2,300	3,000
かぐめよし少年自然の家						
たしろ少年自然の家						

を

」

「

玄海青年の家	1時間又はその端数ごとに	750円	1,000円	1,050円	1,350円	1,050円	1,350円
夜宮青少年センター		500円	650円	690円	900円	690円	900円
もじ少年自然の家	1時間又はその端数ごとに						
かぐめよし少年自然の家							
たしろ少年自然の家							

に、

」

「

円	円	円
180	350	550

を

」

「

1時間又はその端数ごとに 90円	1時間又はその端数ごとに 100円	1時間又はその端数ごとに 160円
---------------------	----------------------	----------------------

に、

」

「

円 500	円 350	円 250
		円 4,000
		6,000
		10,000
		5,000
		2,500

を

」

「

1時間又はその端数ごとに 150円	1時間又はその端数ごとに 100円	1時間又はその端数ごとに 70円
		6,000円
		9,000円
		15,000円
		7,500円
		3,750円

に、

」

「

多目的ホール	円 700	円 900	円 1,450
会議室 1			
会議室 2	350	500	700
調理室			

を

工 芸 室	5 5 0	6 0 0	9 0 0
-------	-------	-------	-------

」

「

多目的 ホール	1時 間又 はそ の端 数ご とに	3 5 0 円	3 3 0 円	5 4 0 円
会議室 1		1 7 0 円	1 8 0 円	2 6 0 円
会議室 2				
調理室				
工芸室		2 7 0 円	2 2 0 円	3 3 0 円

に、

」

「

円	円	円	円
8 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 2 0 0
7 0 0	8 0 0	8 0 0	1, 0 0 0

を

」

「

1, 2 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 8 0 0 円
1, 0 5 0 円	1, 2 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 5 0 0 円

に

」

改め、同表の児童文化施設の児童文化科学館入場料の項中

「

円	円	円
3 0 0	2 0 0	1 5 0
1 0 0	7 0	5 0
2 7 0	1 8 0	1 3 0
8 0	6 0	4 0
2 4 0	1 6 0	1 2 0
7 0	5 0	3 0

を

」

「

4 5 0 円	3 0 0 円	2 2 0 円
1 5 0 円	1 0 0 円	7 0 円

400円	270円	190円
120円	90円	60円
360円	240円	180円
100円	70円	40円

に

」

改め、同表の児童文化施設の各室使用料の項中

「

大集会室	円 700		円 1,100		—	
小集会室 児童文化財室	180		350		—	
児童劇場	円 1,800	円 2,100	円 3,600	円 4,300	円 4,500	円 5,400
その他の室	円 180		円 350		円 550	

を

」

「

大集会室	1時間又はその端数ごとに	350円		330円		—	
小集会室 児童文化財室		90円		100円		—	
児童劇場		900円	1,050円	1,080円	1,290円	1,680円	2,020円
その他の室		90円		100円		200円	

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第3の2

社会教育関係の表の青少年の家の宿泊を伴うときの項の改正規定中

「玄海  
夜宮

青年の家  
青少年センター」を「玄海青年の家」に改める部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の2 社会教育関係の表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市エコタウンセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する

。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第46号

北九州市エコタウンセンター条例等の一部を改正する条例

(北九州市エコタウンセンター条例の一部改正)

第1条 北九州市エコタウンセンター条例(平成13年北九州市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表の施設のセミナールームAの項中「2,600円」を「3,900円」に改め、同表の施設のセミナールームBの項及び施設のセミナールームCの項中「1,300円」を「1,950円」に改め、同表の施設のセミナールームDの項及び施設のセミナールームEの項中「1,600円」を「2,400円」に改め、同表の施設の実験室の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同表の施設の実験槽の項中「60,000円」を「90,000円」に改め、同表の施設の休憩室の項中「180円」を「270円」に改め、同表の設備の映像設備の項中「1,500円」を「2,250円」に改め、同表の設備の音響設備の項中「500円」を「750円」に改め、同表の設備の廃水処理設備の項中「1,800円」を「2,700円」に改める。

(北九州市環境ミュージアム条例の一部改正)

第2条 北九州市環境ミュージアム条例(平成14年北九州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表の施設の展示室の項中

「

円	円
100	50
80	40

を

「

150円	70円
120円	60円

に

改め、同表の施設の多目的ホールの項中「1,210円」を「1,810円」に、「600円」を「900円」に改め、同表の施設の実習室の項中「4

90円」を「730円」に改め、同表の施設のドームシアターの項中「920円」を「1,380円」に改め、同表の設備の映像設備の項中「12,500円」を「18,750円」に改め、同表の設備の音響設備の項中「500円」を「750円」に改め、同表の体験型環境学習事業の項中「2,000円」を「3,000円」に、「1,000円」を「1,500円」に改める。

(北九州市響灘ビオトープ条例の一部改正)

第3条 北九州市響灘ビオトープ条例(平成24年北九州市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表の施設のビオトープ園の項中

「

個人	1人1回	円	円
		100	50
団体(30人以上)		80	40

を

」

「

個人	1人1回	150円	70円
団体(30人以上)		120円	60円
年間定期券	1年	600円	280円

に

」

改め、同表の施設の講義室の項中「1,600円」を「2,400円」に改め、同表の設備の映像設備の項中「1,500円」を「2,250円」に改め、同表の設備の音響設備の項中「500円」を「750円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第47号

北九州市漁港管理条例等の一部を改正する条例

(北九州市漁港管理条例の一部改正)

第1条 北九州市漁港管理条例(昭和39年北九州市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 使用料の(1) 泊地、岸壁、物揚場及び船舶保管施設(脇田漁港フィッシャリーナに限る。)を使用するとき(避難のために入港した船舟が使用する場合を除く。)のウ プレジャーボート等の表を次のように改める。

ウ プレジャーボート等

区分			算定単位	金額
泊地			月額	3,000円
船舶保管施設(脇田漁港フィッシャリーナに限る。)	長期係留 棧橋	市内居 住者	船舟の長さ1メー トル当たり 月額	1,450円
		市外居 住者		1,500円
	一時係留棧橋		船舟の長さ1メー トル当たり 日額	370円

別表第1の1 使用料の(3) 漁港環境整備施設(脇田漁港フィッシャリーナの交流棟に限る。)を使用するときの表の交流室の項中「180円」を「190円」に、「350円」を「380円」に改め、同表の設備・器具の項中「100円」を「110円」に、「200円」を「220円」に改める。

別表第3中

回数券(11枚つ づり)	10,000円	5,000円	を
回数券(11枚つ づり)	10,000円	5,000円	に
遊歩道	200円	100円	

改め、同表の備考を次のように改める。

備考

1 釣り台とは、釣り台付き遊歩道の釣り台をいい、遊歩道とは、釣り台付き遊歩道の遊歩道をいう。

2 釣り台の額には、遊歩道の利用料金を含むものとする。

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の商工貿易会館の項中

多目的ホール	1時間又はその端数ごとに 10,800円	1時間又はその端数ごとに 13,000円
エントランス ホール	2,500	3,000
会議室A	3,500	4,200
会議室B	1,100	1,300
特別会議室	1,500	1,800

を

多目的ホール	1時間又はその端数ごとに 10,800円	1時間又はその端数ごとに 13,000円
エントランスホ ール	1時間又はその端数ごとに 2,500円	1時間又はその端数ごとに 3,000円
会議室A	1時間又はその端数ごとに 3,500円	1時間又はその端数ごとに 4,200円
会議室B	1時間又はその端数ごとに 1,100円	1時間又はその端数ごとに 1,300円

に

改め、同表のテレワークセンターの項中

500円	750円
------	------

2,400円	を	3,600円	に
1,300円		1,950円	
3,100円		4,650円	

改め、同表のテレワークセンターの使用料の設備・器具の項中「3,000円」を「4,500円」に、「650円」を「970円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第3の産業技術保存継承センターの項中

1,500円	750円	を
1,200円	600円	

2,250円	1,120円	に、
1,800円	900円	

2,500円	3,000円	を
	1,100円	
	1,200円	
	600円	
	400円	
	600円	
	100円	

3,750円	4,500円	に、
	1,650円	
	1,800円	
	900円	
	600円	
	900円	
	150円	

「4,000円」を「6,000円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「500円」を「750円」に改め、同表の旧大阪商船の項中

「

100円	50円	を	150円	70円	に、
80円	40円		120円	60円	

700円	1,100円	1,800円	を
------	--------	--------	---

1,050円	1,650円	2,700円	に、
--------	--------	--------	----

「1,000円」を「1,500円」に改め、同表の旧門司三井倶楽部の項中

100円	50円	を	150円	70円	に、
80円	40円		120円	60円	

700円	1,100円	1,800円	を
------	--------	--------	---

1,050円	1,650円	2,700円	に、
--------	--------	--------	----

「5,000円」を「7,500円」に改め、同表の門司港レトロ観光物産館の項中「500円」を「750円」に、「800円」を「1,200円」に、「250円」を「370円」に、「400円」を「600円」に改め、同表の農事センターの項中「30円」を「40円」に、「20円」を「30円」に、

—	9時～12時	12時～16時30分	を
全区画	3,600円	5,400円	
区画A	2,800円	4,200円	
区画B	800円	1,200円	

全区画	1時間又はその端数ごとに1,800円	に、
区画A	1時間又はその端数ごとに1,400円	
区画B	1時間又はその端数ごとに400円	

1 時間又はその端数ごとに 8 0 0 円
1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円
1 時間又はその端数ごとに 1 0 0 円

を

1 時間又はその端数ごとに 1, 2 0 0 円
1 時間又はその端数ごとに 4 5 0 円
1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円

に

改める。

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例 (昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の小倉城庭園の項中

円	円	円
3 0 0	1 5 0	1 0 0
2 4 0	1 2 0	8 0

を

3 5 0 円	2 0 0 円	1 0 0 円
2 8 0 円	1 6 0 円	8 0 円

に、

円	円	円	円	円	円	円	円
1, 7 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 2 0 0	2, 0 0 0	2, 2 0 0	2, 6 0 0	3, 1 0 0
1, 7 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 2 0 0	2, 0 0 0	2, 2 0 0	2, 6 0 0	3, 1 0 0
1, 3 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	1, 7 0 0	1, 5 0 0	1, 7 0 0	2, 0 0 0	2, 4 0 0
8 0 0	9 0 0	1, 0 0 0	1, 2 0 0	1, 0 0 0	1, 2 0 0	1, 3 0 0	1, 6 0 0

を

2, 0 4 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 6 4 0 円	2, 4 0 0 円	2, 6 4 0 円	3, 1 2 0 円	3, 7 2 0 円
2, 0 4 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 6 4 0 円	2, 4 0 0 円	2, 6 4 0 円	3, 1 2 0 円	3, 7 2 0 円
1, 5 6 0 円	1, 8 0 0 円	1, 8 0 0 円	2, 0 4 0 円	1, 8 0 0 円	2, 0 4 0 円	2, 4 0 0 円	2, 8 8 0 円

に

960円	1,080円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,560円	1,920円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

改める。

(北九州学術研究都市条例の一部改正)

第4条 北九州学術研究都市条例(平成12年北九州市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第2の産学連携施設の北九州学術研究都市産学連携センターの項中

「

円	円
2,800	28,700
1,900	20,200
1,900	20,200
800	8,500
800	8,500
2,300	24,200
1,100	11,200
1時間又はその端数ごとに2,800円以下の範囲内で規則で定める額	
1時間又はその端数ごとに700円以下の範囲内で規則で定める額	

」

を

「

4,200円	43,050円
2,850円	30,300円
2,850円	30,300円
1,200円	12,750円
1,200円	12,750円
3,450円	36,300円
1,650円	16,800円
1時間又はその端数ごとに4,200円以下の範囲内で規則で定める額	
1時間又はその端数ごとに1,050円以下の範囲内で規則で定める額	

」

に

改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市共同研究開発センターの項

中「7,600円」を「11,400円」に、「3,500円」を「5,250円」に改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市情報技術高度化センターの項中

研修室、 評価室、 設計 開発室、 会議 室及 び応 接室	区分	1時間又はその端 数ごとに	終日（9時～22 時）
	設計研 修室	3,200 円	32,800 円
	情報技 術研修 室	2,500	26,500
	研修室	1,500	15,900
	評価室	2,100	21,300
	設計開 発室1	100	800
	設計開 発室2	100	800
	設計開 発室3	100	800
	会議室	1,100	11,000
	応接室	500	5,400

を

研修室、 評価室、 設計 開発室及 び応 接室	区分	1時間又はその端 数ごとに	終日（9時～22 時）
	設計研 修室	4,800円	49,200円
	情報技 術研修 室	3,750円	39,750円
	評価室	3,150円	31,950円
	設計開 発室1	150円	1,200円
	設計開	150円	1,200円

に、

発室 2		
設計開 発室 3	1 5 0 円	1, 2 0 0 円
応接室	7 5 0 円	8, 1 0 0 円

「3, 5 0 0 円」を「5, 2 5 0 円」に、「7 0 0 円」を「1, 0 5 0 円」に、「3, 0 0 0 円」を「4, 5 0 0 円」に改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市事業化支援センターの項中「1, 9 0 0 円」を「2, 8 5 0 円」に、「1 9, 6 0 0 円」を「2 9, 4 0 0 円」に改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市事業化支援センターの会議室の小会議室の項中「9 0 0 円」を「1, 3 5 0 円」に、「9, 5 0 0 円」を「1 4, 2 5 0 円」に改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市事業化支援センターの項中「3, 5 0 0 円」を「5, 2 5 0 円」に、「7 0 0 円」を「1, 0 5 0 円」に改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市技術開発交流センターの項中「1, 9 0 0 円」を「2, 8 5 0 円」に、「1 9, 4 0 0 円」を「2 9, 1 0 0 円」に、「1, 0 0 0 円」を「1, 5 0 0 円」に、「1 0, 1 0 0 円」を「1 5, 1 5 0 円」に、「3, 0 0 0 円」を「4, 5 0 0 円」に、「6, 0 0 0 円」を「9, 0 0 0 円」に、「4, 5 0 0 円」を「6, 7 5 0 円」に改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市技術開発交流センターの宿泊室の項備考の欄中「5 0 0 円」を「7 5 0 円」に改め、同表の産学連携施設の北九州学術研究都市技術開発交流センターの項中「3, 5 0 0 円」を「5, 2 5 0 円」に、「7 0 0 円」を「1, 0 5 0 円」に改め、同表の学術情報施設の項中

円	円
4, 2 0 0	4 3, 7 0 0
2 0 0	2, 1 0 0
5, 5 0 0	5 7, 2 0 0

を

6, 3 0 0 円	6 5, 5 5 0 円
3 0 0 円	3, 1 5 0 円
8, 2 5 0 円	8 5, 8 0 0 円

に、

「

円	円
3,500	36,400
3,500	36,400
3,500	36,400
4,900	51,000
1,600	16,700

を

「

5,250円	54,600円
5,250円	54,600円
5,250円	54,600円
7,350円	76,500円
2,400円	25,050円

」

に

改め、同表の学術情報施設の設備・器具の項中「3,000円」を「4,500円」に、「500円」を「750円」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同表の会議場のホール及び控室の項中

「

円	円	円	円	円	円
27,500	36,700	44,000	58,700	71,900	101,200
17,300	23,100	27,700	37,000	45,300	63,800
1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000

」

を

「

41,250円	55,050円	66,000円	88,050円	107,850円	151,800円
25,950円	34,650円	41,550円	55,500円	67,950円	95,700円
1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円

」

に

改め、同表の会議場の設備・器具の項中「60,000円」を「90,000円」に、「30,000円」を「45,000円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「16,000円」を「24,000円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「400円」を「600円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市漁港管理条例別表第1の1 使用料の(1) 泊地、岸壁、物揚場及び船舶保管施設(脇田漁港フィッシャリーナに限る。)を使用するとき(避難のために入港した船舟が使用する場合を除く。)のウ プレジャーボート等の表及び(3) 漁港環境整備施設(脇田漁港フィッシャリーナの交流棟に限る。)を使用するときの表の規定、第2条の規定による改正後の北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定並びに第4条の規定による改正後の北九州学術研究都市条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第48号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項中「270円」を「400円」に、「100分の4」を「100分の6」に改める。

別表第1の2の白野江植物公園の項中

「

1人1回	200円	100円
------	------	------

」を

「

個人	1	300円	150円
団体(25人以上)	1回	240円	120円

」に

改め、同表の水環境館の項中「100円」を「150円」に、「50円」を「70円」に改め、同表の山田緑地の項中「100円」を「150円」に、「50円」を「70円」に改め、同表の森の家の項中

「

9時～12時		12時～17時		多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額
平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
4,600円	5,300円	6,600円	7,900円	
1,100円	1,700円	1,600円	2,600円	
600円	1,100円	1,000円	1,600円	
1,900円	3,100円	2,900円	4,700円	

」を

1,300円	2,200円	2,000円	3,300円	(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。 。

9時～12時		12時～17時		1 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。 2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。 。
平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
6,900円	7,950円	9,900円	11,850円	
1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
900円	1,650円	1,500円	2,400円	
2,850円	4,650円	4,350円	7,050円	
1,950円	3,300円	3,000円	4,950円	

に

改め、同表の響灘緑地広場の項中「100円」を「150円」に、「50円」を「70円」に改め、同表のひびき動物ワールドの項中「5枚」を「4枚」に改め、同表のポニー広場の項中「300円」を「450円」に、「240円」を「360円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に改め、同表の熱帯生態園の項中「300円」を「450円」に、「150円」を「220円」に、「5枚」を「4枚」に改め、同表の都市緑化センターの項中

「

2,500円	2,900円	3,600円	4,300円
1,600円	1,900円	2,400円	2,900円
1,000円	1,200円	1,500円	1,800円

を」

「

3,750円	4,350円	5,400円	6,450円
2,400円	2,850円	3,600円	4,350円
1,500円	1,800円	2,250円	2,700円

に、」

「100分の4」を「100分の6」に改め、同表の響灘緑地野外ステージの項中「1,000円」を「1,500円」に、「100分の4」を「100分の6」に改め、同表のサイクリングターミナルの自転車利用料の項中「200円」を「300円」に、「130円」を「190円」に、「100円」を「150円」に、「50円」を「70円」に改める。

別表第9中

「

一般	中学生	小学生以下
200円	130円	100円
50円		

を」

「

一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者
300円	190円	150円
70円		

に」

改める。

(北九州市ほたる館条例の一部改正)

第2条 北九州市ほたる館条例（平成14年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分	使用料
地域交流室	1時間又はその端数ごとに90円
研修室（北九州市ほたる館に限る。）	1時間又はその端数ごとに90円

備考 冷暖房設備を使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。

（北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正）

第3条 北九州市平尾台自然の郷条例（平成15年北九州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

施設	金額	備考
----	----	----

」を

「

施設	金額			備考
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	
入場料	1人1回	150円	70円	

」に

改め、同表の野外ステージの項中「1,000円」を「1,500円」に、「100分の4」を「100分の6」に改め、同表のキャンプ施設の項中「3,000円」を「4,500円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「1,300円」を「1,950円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「700円」を「1,050円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市ほたる館条例別表第2の規定は、この条例の

施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたひびき動物ワールド及び熱帯生態園の回数券は、同条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第49号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の門司麦酒煉瓦館の市民ギャラリーの項中

9時～17時		を
600円		

9時～12時	12時～17時	に
220円	380円	

改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第50号

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第25条の2関係）

区分		金額			備考		
港湾環境整備施設	休憩所	旧門	—	9時～12時	12時～17時		
		司	展示スペースA	240円	410円		
		税	展示スペースB	460円	760円		
		関	展示スペースC	420円	710円		
	旧大連航路上屋	旧大連航路上屋	—	9時～17時	17時～22時	冷暖房設備を利用する場合の冷暖房設備の額は、実費に相当する額の範囲内で市長が別に定める。	
		多目的室A	1時間	260円	420円		
		多目的室Aを2区分して利用する場合	1区分当たり	又はその端数ごとに	130円		210円
		多目的室B			590円		950円
		ホール			1,100円		1,790円
		多目的スペース	1時間	又はその端数ごとに	1,310円		2,100円
シャワー室		1人1回（30分以内）			140円		
設備・器	映像	1時間	又はその端数ごとに2,				

具	設備	800円以下の範囲内で規則で定める額
	音響設備	1時間又はその端数ごとに2, 800円以下の範囲内で規則で定める額
	照明設備	1時間又はその端数ごとに1, 400円以下の範囲内で規則で定める額
	舞台設備	1時間又はその端数ごとに2, 800円以下の範囲内で規則で定める額
	その他の設備・器具	1時間又はその端数ごとに1, 400円以下の範囲内で規則で定める額
<p>利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、後納とすることができる。</p>		

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第51号

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部を改正する条例

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例（平成20年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

		使用料							備考
共用	区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		使用時間が2時間を超えた場合の使用料は、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割（回数券又は定期券で入場した者については、個人の規定使用料の額の5割）に相当する額を加算する。
			7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
	個人	1人1回 （2時間以内）	390円	600円	300円	370円	150円	180円	
	団体	30人以上50人未満	350円	540円	270円	330円	130円	160円	
		50人以上	310円	480円	240円	290円	120円	140円	
	回数券（10枚つづり）	1人1回 （2時間以内）	3,120円	4,200円	2,400円	2,590円	1,200円	1,260円	
	定期券（1月）	1日1回 （2時間以内）	4,680円	7,200円	3,600円	4,440円	1,800円	2,160円	
専用	区分		7月及び8月			その他の月			
	平日	1時間又はその端数ごとに	4,980円			7,870円			
	土曜日 日曜日 休日	1時間又はその端数ごとに	5,940円			9,880円			

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市立思永中学校温水プール使用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の規定に基づき発行された北九州市立思永中学校の温水プールの回数券は、改正後の条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

北九州市学校施設使用料条例をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第52号

北九州市学校施設使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき学校教育上支障のない範囲内で北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）別表第1に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（次条において「学校」という。）の施設を社会教育その他公共のために使用させる際の使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) 運動場
- (3) 武道場
- (4) 運動場に付属する照明設備

(使用料)

第3条 市は、学校施設の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第4条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第5条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(罰則)

第6条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学校施設	使用料
体育館	30分又はその端数ごとに200円
運動場	30分又はその端数ごとに100円
武道場	30分又はその端数ごとに100円
運動場に付属する照明設備	30分又はその端数ごとに800円

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号エ及び第2号イ中「の配偶者」を「と同一の世帯に属するその配偶者」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 北九州市規則第26号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「自立支援医療費」の次に「及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。）」を加え、同条第3号イ中「（平成18年政令第10号）」を削り、「第8号」を「第9号」に改め、同条第8号中「当該申請」を「当該届出」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者に係る外国人生活保護関係情報

第30条の次に次の1条を加える。

第30条の2 条例別表第2の30の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第6条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の指定難病をいう。以下この条において同じ。）の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項第2号イの支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る外国人生活保護関係情報

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項の支給認定

の変更の認定に関する事務 当該変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護関係情報  
付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第36号

北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則

北九州学術研究都市条例施行規則（平成13年北九州市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の全部並びに大字塩屋739番1、739番2及び740番の各一部」を「及び1番201」に改める。

付 則

この規則は、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行地区に係る換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第37号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第35号）付則第1条第10号に掲げる規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。

北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第38号

北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防団の組織等に関する規則（昭和40年北九州市規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1の若松消防団の第7分団の項中「の一部」を削り、「小敷ひびきの二・三丁目、塩屋二・三丁目」を「小敷ひびきの一～三丁目、塩屋一～四丁目」に改める。

付 則

この規則は、平成30年6月23日から施行する。ただし、別表第1の若松消防団の第7分団の項の改正規定（「の一部」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 300 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

若松区第 38 区青葉台自治会

2 認可地縁団体の名称の変更

変更前後の別	団体の名称
変更前	第 38 区青葉台自治会
変更後	若松区第 38 区青葉台自治会

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市若松区青葉台西四丁目 2 番 1 号
変更後	北九州市若松区青葉台西一丁目 3 番 2 号

4 変更年月日

平成 30 年 5 月 31 日

北九州市告示第301号

住居表示整備事業の実施に伴い、北九州広域都市計画を変更したので、次のとおり告示し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	位置
北九州学術研究都市北部地区地区計画	北九州市若松区小敷ひびきの一丁目、小敷ひびきの二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四丁目及びひびきの北並びに八幡西区本城学研台二丁目及び本城学研台三丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 変更の期日

平成30年6月23日

北九州市公告第422号

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 土地区画整理事業の名称  
北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
北九州市
- 3 事務所の所在地  
北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号
- 4 事業施行期間  
平成14年4月1日から平成35年3月まで（清算期間5年を含む。）
- 5 施行地区  
北九州市若松区大字小敷、大字塩屋及び大字払川の各一部並びに八幡西区大字本城の一部
- 6 事業計画の決定の年月日  
平成14年4月1日
- 7 事業計画の変更の年月日  
平成30年6月22日

北九州市公告第423号

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により、これを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧場所

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

建築都市局まちづくり推進部学術・研究都市開発事務所

2 縦覧時間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市公告第424号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業について換地処分をしたので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第426号

都市公園の位置及び区域の表示を変更するので、次のとおり公告する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 建 治

1 位置及び区域の表示を変更する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	新旧 の別	位 置	区 域
4772	北九州市立小敷ひびきの公園	新	北九州市若松区 小敷ひびきの一丁目13番	北九州市若松区 小敷ひびきの一丁目13番の一部
		旧	北九州市若松区 大字小敷	北九州市若松区 大字小敷の一部
4773	北九州市立ひびきの北公園	新	北九州市若松区 塩屋二丁目18番	北九州市若松区 塩屋二丁目18番の一部
		旧	北九州市若松区 塩屋二丁目	北九州市若松区 塩屋二丁目の一部
4796	北九州市立塩屋四丁目公園	新	北九州市若松区 塩屋四丁目26番	北九州市若松区 塩屋四丁目26番の全部
		旧	北九州市若松区 大字塩屋	北九州市若松区 大字塩屋の一部

2 変更の期日

平成30年6月23日

## 北九州市公告第427号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油（8月分） 16キロリットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成30年8月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

#### (5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 37キロリットル 平成30年7月頃

イ 37キロリットル 平成30年8月頃

ウ 60キロリットル 平成30年9月頃

エ 26キロリットル 平成30年10月頃

オ 18キロリットル 平成30年11月頃

カ 48キロリットル 平成30年12月頃

キ 50キロリットル 平成31年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年2月9日

#### (7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年7月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 日時 公告の日から平成30年7月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年7月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年7月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年7月17日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年7月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年7月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 16KL

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , July 24, 2018

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , July 23, 2018

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第428号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月22日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・8月分） 3万7,300リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年8月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉  
棧橋） こくら丸又は代船

(5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万1,700リットル 平成30年7月頃

イ 3万1,800リットル 平成30年8月頃

ウ 3万4,300リットル 平成30年9月頃

エ 3万4,300リットル 平成30年10月頃

オ 3万900リットル 平成30年11月頃

カ 3万4,400リットル 平成30年12月頃

キ 3万2,000リットル 平成31年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年2月9日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く

。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年7月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年7月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年7月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年7月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年7月17日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年7月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年7月24日午後2時10分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

### (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

### (5) 契約書作成の要否 要

### (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

### (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

### (1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 37,300L

### (2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , July 24, 2018

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , July 23, 2018

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市消防局訓令第5号

庁中一般

北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月22日

北九州市消防長 土田久好

北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令

(北九州市消防署組織規程の一部改正)

第1条 北九州市消防署組織規程(昭和61年北九州市消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

北九州市若松消防署島郷分署	北九州市若松区鴨生田二丁目3番1号	を
北九州市若松消防署島郷分署	北九州市若松区鴨生田二丁目3番1号	
北九州市若松消防署ひびきの分署	北九州市若松区ひびきの北9番5号	に

改める。

(北九州市警防規程の一部改正)

第2条 北九州市警防規程(昭和55年北九州市消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の4 若松消防署警防部隊大隊の編成の項を次のように改める。

4 若松消防署警防部隊大隊の編成



別表第3の6 八幡西消防署警防部隊大隊の編成の項を次のように改める

。

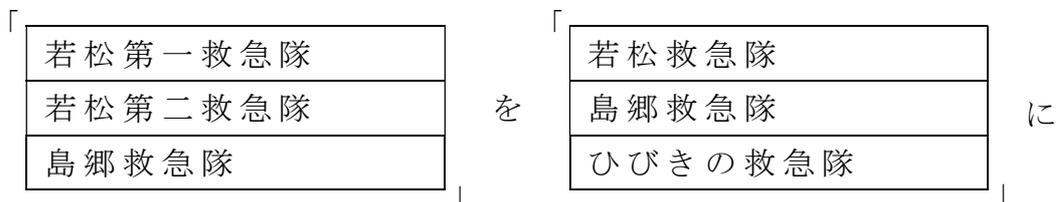
6 八幡西消防署警防部隊大隊の編成



(北九州市救急業務規程の一部改正)

第3条 北九州市救急業務規程（平成元年北九州市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表の若松消防署の項中



改める。

付 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成30年	4218	28	上から28行目	第1条	第1項